

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(令和2年6月22日)

○ 谷口周司委員長

ただいまから都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

私も委員長として初めての委員会となりますが、皆様のご協力、どうぞよろしくお願いをいたします。また、ご指導のほどよろしくお願いをいたします。

本日の審査順序についてですが、都市整備部、環境部、スポーツ・国体推進部、上下水道局の順で審査を行います。

まず、補正予算について、都市整備部が所管する1議案の審査がございます。そして次に、一般議案について、都市整備部、環境部、スポーツ・国体推進部からそれぞれ1議案ずつ審査がございますので、よろしくお願いをいたします。

そのほか、都市整備部から協議会の開催について申し出があるほか、都市整備部、上下水道局から報告事項がございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

審査の進め方についてであります。今回は委員会別の議案聴取会を開催しておりませんので、まずは担当部局から資料の説明を受け、その後、質疑に移りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

当委員会の資料につきましては、会議用システムにアップロードしておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、次に、6月定例会議会中における所管事務調査の実施について、お諮りをいたします。

なお、休会中の所管事務調査については、全ての議案審査が終わった後に、その他事項で改めて提案を受けたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、6月定例会議会中に所管事務調査を行いたい事項、ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

本当はもう要らなくなったんですけど、確認だけですが、協議会のところを見ると、バスタに関してあるということで、微に入り細に入りご説明頂いて、いろんな意見も言えるということでよろしいですね。

○ 谷口周司委員長

はい。質問は受けるということで聞いておりますので、大丈夫だと思います。

○ 加納康樹委員

それを思っていたので、そこは上がっていたので発言させていただきました。

○ 谷口周司委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

議長のほうから、各委員会のほうで新型コロナウイルスについての確認をしたい場合は、所管事務調査でということ聞いております。

都市整備部からは、今回新型コロナウイルスの対応というのを報告で上げていただいております。環境部、また、スポーツ・国体推進部、上下水道局の担当部で新型コロナウイルスについて何か聞きたいことがあると、もし今の段階で分かっているならば、前もって資料等の準備もしていただけるということですが、何か、これ、聞きたいとありますでしょうか。

○ 加納康樹委員

聞きたいじゃなくって、ちょっと環境部の案件があるので。

○ 谷口周司委員長

新型コロナウイルス関係ということによろしかったですか。

特に資料の準備というものは。

○ 加納康樹委員

ない。大丈夫。

○ 谷口周司委員長

資料なしで。分かりました。

それでは、環境部の際に、最後のところで少し新型コロナウイルスについてということで、所管事務調査を入れさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 森 康哲委員

私もちょっと。

スポーツ・国体推進部のほうで、まだ分からない部分も多いと思うんですけども、三重国体がどういうふうになった場合はどういうふうにするとか、そういう来年と再来年の対応自体をどういうふうに考えているのか。

今年の国体がある程度めどがついて、どういうふうにしていく、スポーツ・国体推進部としてどう考えているのか、施設の利用とか。

○ 谷口周司委員長

分かりました。

じゃ、今現状把握している情報と、少し報告を頂くという形で、今後の開催についてでよろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

いやいや、ちょっと委員長、いいですか。

森委員のもうおっしゃるとおりだと思うけど、それよりもたらればで、どう考えておるのかを示すべきだと思いますね、国体の場合。鹿児島がこうなったら、どう受けるのかというか、想定的なものでいきますと。

○ 谷口周司委員長

想定をしてということで、分かりました。

じゃ、現状の状況と、ある程度のシミュレーションを、こうなったらというのがあるのかどうかというところで。分かりました。

じゃ、その2点について、スポーツ・国体推進部では確認をしていくということで、最後のところに付け加えたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上2点で、新型コロナウイルスの対応の所管事務を行ってまいりたいと思いますので、お願いをいたします。

それでは、審査順序に基づきまして、都市整備部から審査を行ってまいりたいと思います。

なお、お配りしてあります審査順序に記載がありませんが、議案聴取会で請求のあった報告案件に関する追加資料について、資料の説明があるとのことでありますので、予算審査後に説明を聞きたいと思います。

では、都市整備部長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 稲垣都市整備部長

皆さんおはようございます。

都市整備部ですけれども、議案といたしましては1件の補正予算を含め2件、それと、協議会で先ほどお答え頂きましたけれども、バスタの関係で中心市街地において進めてきている整備、これはいろいろな影響が出ておりますので、そういったことの対応について、今回説明をさせていただいて、いろいろ意見も賜ればということで思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、報告事項3件でございますけれども、交付金の内示状況は、例年説明をさせていただいております。それ以外に、コロナの影響でございますけれども、特に公共工事につきましては、コロナ禍でもきちっと進めていけという形の中で、若干の影響は出ておりますけれども、何とか工事のほうにつきましては、進められているという状況でございます。

それまでの取組と生じている影響等、説明させていただくということで、あと公共交通についてもかなり、これは影響が出ておまして、今の現状を把握している部分について、説明をさせていただくということで考えております。

しっかりとした説明をさせていただいて、いろいろご意見を賜ればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第6項 都市計画費

○ 谷口周司委員長

それでは、議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）の審査を行ってまいります。

資料の説明をお願いいたします。

○ 村田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度6月一般会計補正予算の都市整備部に係る部分について、ご説明をさせていただきます。

予算常任委員会資料について、都市・環境常任委員会関係資料に再掲させていただいておりますので、そちらのほうでご説明をさせていただきます。

それでは、タブレットの会議用システムに配信しておりますコンテンツ一覧の03、6月定例月議会、07都市・環境常任委員会、001都市整備部関係資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、タブレットの中央部、下部にページが表示しております。

まず、4ページ、令和2年6月補正予算総括表をご覧ください。

この総括表は、一般会計補正予算第3号における都市整備部所管のものをまとめたもので、支出科目ごとに予算額、今回お願いいたします補正額、そして、補正後の予算を記載しております。

このたびの補正では、款、土木費、項、都市計画費、目、街路事業費につきまして、150万円の増額補正をお願いするものです。

続いて、5ページの令和2年度6月補正予算事業概要をご覧ください。

本項では、街路事業費のうち、連続立体交差事業負担金に係る補正前、今回の補正額、補正後の金額及び、その理由を示しております。

それでは、6ページ連続立体交差事業負担金につきまして、詳細をご説明させていただきます。

近鉄川原町駅付近連続立体交差事業は、三滝川河川改修事業、国道477号西浦バイパス

道路改良事業の3事業からなる近鉄川原町駅周辺総合整備事業の中の一つの事業として位置づけられ、平成19年度から令和元年度の期間において、近鉄線の高架と、それに伴う周辺の施設、街路、側溝、公園、駅前広場、高架下の整備をしてまいりました。

今回の補正では、近鉄川原町駅付近、連続立体交差事業の工事に近接した94棟のうち、工事の振動等により影響が生じた33棟について、三重県が令和元年度より補償対応を進めており、これまで31件について完了いたしました。

令和2年度において、残りの2棟の調査、補償を県街路事業として行うことから、（仮称）近鉄川原町駅周辺総合整備事業に係る基本協定に基づき、事業費300万円の2分の1の150万円を負担するものです。

次のページに説明資料において、補償件数の内訳と事業区間について、図面にて表示させていただきます。

私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

委員の皆様、ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 加納康樹委員

補償ということなんですけど、具体的に何の不具合があって、何の補償をされたんでしょうか。詳しく教えてください。

○ 村田市街地整備・公園課長

今までのものにつきましては、工事による振動等により、家屋に対して実害が出ております。その中の補償ということで、一番大きなものにおいては工場内に側溝、排水のところに亀裂が入って、それを直す補償をしたというふうに三重県のほうから聞いております。

今回、家屋について2件、実害が出ておりますけど、その2件が補償に至っていないということで、今後、それを調整していくものでございます。

○ 加納康樹委員

ちょっと、この具体的な工場以外の案件及び今回の2棟に関しての具体的な損失、損害

は何なんでしょうか。

○ 村田市街地整備・公園課長

振動によりクラックが入ったというふうに聞いております。

壁とか土間とか、そういうところにクラックが入ったというふうに聞いておるんですけど。

○ 加納康樹委員

そのクラックを、だから修繕する、くっつけるのか張りつけるのか。そうすることによって、もうそれは解決する話なんでしょうか。その立体交差の何か、工事期間中におけるものが、今、発覚してきているというだけで、もうこれから以降は発生しないということによろしいのでしょうか。

○ 村田市街地整備・公園課長

振動を与える工事が終わっておりますので、それをもって去年に調査をしております。その中で、2件だけまだ合意に至らなかったということですので、あとは、こういう直し方ということで協議をして、ご納得頂ければ、もう、その後は出ないというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

だから、本当ならば令和元年度で終わっているもののうち、協議が折り合わなかったものが残っているということで、新たに出てきたというものではないということでもいいのでしょうか。

○ 村田市街地整備・公園課長

そうでございます。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったのでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。
討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

別段討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行ってもよろしい
でしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議もないため、簡易採決より行いたいと思います。

議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補
正、歳出第8款土木費、第6項都市計画費につきまして、原案のとおり決することにご異
議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。
全体会に送るべきものはございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、なしと確認をさせていただきます。

では、以上で議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）の審査は終了となります。

〔以上の経過により、議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第6項都市計画費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 谷口周司委員長

次に、議案聴取会で請求のあった資料について、一括して説明を受けた後に、質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

報告第3号、報告第4号について、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。よろしくお願いをいたします。

私からは、6月1日の議案聴取会におきまして、委員から請求を頂きました資料につきまして、説明をさせていただきます。

タブレットの会議用システムに配信してございますコンテンツ一覧、フォルダー名が03、6月定例月議会、01本会議、113（6月8日追加配布）、6月補正予算参考資料をお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員からは、道路事業で繰越しが生じている原因が分かる資料について請求を頂きましたので、私からは、この参考資料のうち5ページから7ページの道路、橋梁、交通安全施設整備事業に係る繰越事由について、説明をさせていただきます。

資料、5ページをお願いいたします。

資料には左から予算科目、事業名、翌年度繰越額、繰越事由、繰越額のうち、5月末時点の執行額、執行状況を示しております。

まず、繰越明許費では、予算科目の道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費として31路線の工事や委託業務のほか、生活に身近な道路整備事業、未就学児の移動経路や、幹線道路で通学路になっている交差点での安全対策に係る業務を令和2年度に繰越しをさせていただきました。

繰越しの主な理由としましては、資料5ページ、道路新設改良費の沢の川線の再舗装工

事や、資料 7 ページの交通安全施設整備費の石塚地区ゾーン30の整備工事では、施工区間で重複する水道工事との工程調整に日数を要したことや、資料、戻っていただき、5 ページの道路新設改良費竹谷川左岸 1 号線の道路改良工事や、7 ページの交通安全施設整備費の小古曾 1 号線のカラー舗装工事、赤堀小生線の自転車レーン整備などでは、外側線や区画線を引く位置の調整など、公安委員会との協議に日数を要し、年度内に工事が完了できませんでした。

また、資料 6 ページの交通安全施設整備費の西日野駅前広場整備や、内部駅前広場整備では、この工事で使用する通路や駐輪場のシェルターの鋼材の調達に時間がかかり、製作に日数を要したことから年度内に工事が完了できず、繰越しをさせていただきました。

これらの理由により繰越しをした11路線につきましては、5月末時点ではありますが、沢の川線のほか7路線の工事が完了しております。

次に、資料 6 ページの橋梁新設改良費の塩浜跨線橋などの橋梁や、6 ページから 7 ページの交通安全施設整備費の霞ヶ浦垂坂線、笹川環状 1 号線の横断歩道橋の整備や設計業務では、入札の手続は行ったものの入札への応札者がなく、入札不調となったことから、年度内の完了ができませんでした。

この入札不調により繰越しをしました橋梁及び横断歩道橋 6 橋のうち、非出水期での工事となる橋梁の修繕工事の 1 件を除き、塩浜跨線橋ほか 4 橋につきましては再入札を行い、6 月 6 日時点ですが、全ての契約が完了しております。

これらの理由のほかには、道路を整備するために用地取得が必要となる路線では、地権者の方と用地交渉を進めさせていただいておりますが、地権者の方との交渉が難航し、契約に至らず、年度内に完了できない事案や、交渉させていただく事業予定地の中には、地権者の方がお亡くなりになり、相続の名義変更や相続登記に係る手続に時間がかかっていること。また、地権者に高齢者の方が多く、用地交渉の際、ご家族との相談に時間を持たれるなど、用地交渉では時間を要し、年度内の完了ができなかったものとなっております。

これら、用地交渉につきましては、今後も新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底しながら、引き続き交渉に努めていきたいと考えております。

次に、資料 7 ページの事故繰越であります。これは、平成30年度の交通安全施設整備費のうち、四日市あすなろう鉄道内部駅前広場整備に係る用地及び建物補償につきまして、地権者の方とは平成31年 3 月に契約を締結したものの、移転先で必要となる電気設備の移設時期が決まらず、移転計画に変更が生じたことなどから、年度内の完了ができなかった

ものであります。

この用地につきましては、令和2年7月末に引渡しを受ける見込みとなっております。

この内部駅前広場整備につきましては、事業用地の引渡しを受けた後、工事発注を行っていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

続きまして、資料、生活に身近な道路整備事業に係る地区市民センター管内別の繰越件数について、ご説明させていただきます。

タブレット、8ページをご覧ください。

表は、各地区市民センター管内別に執行状況の件数をお示ししております。

左の欄から番号、各市民センター管内名、令和元年度の欄には令和元年度の要望件数、そのうちの採択件数のうち、令和元年度内に完了した件数を示しております。

次に、令和2年度の欄につきましては、まず、繰越しした件数。右に移りまして、令和元年度に契約は行ったものの繰越しした件数。次に、そのうち契約もできずに、未契約で繰り越した件数を表しております。

R2. 5.31時点契約済の欄は、未契約で繰り越したもののうち、5月31日時点で契約が済んだものの件数を表しております。また、5月31日時点で契約のできていない箇所の残数は、R2. 5. 31時点残件数として表しております。

各市民センター管内別の件数は、記載のとおりでございます。

令和元年度には、要望件数全体で1016件、合計欄にありますけど、1016件の要望があり、516件の要望を自主選定組織にて採択されたところでございます。

そのうち、令和元年度内に322件を完了したところでございます。

また、令和2年度に繰越ししたもののうち、5月31日時点で未契約のものが合計で103件となっております。

また、これは表を見ていただきますと、各地区センター管内別に見ますと、残数に差がついております。

これは、舗装や側溝の延長が大きい箇所や擁壁など、比較的工事費が大きい箇所も1か所として、また、カーブミラーの設置や舗装、側溝整備でも、延長の短い比較的工事費の

小さい箇所も同じく1か所としてカウントしております。

件数が多く残る地区につきましては、比較的工事費の小さい要望箇所が残っている傾向にあり、このような差が出ているものではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、5月31日で103件の残件数があり、各地区の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、今月中をめどに非出水期に工事しなければならないものを除きまして、工事の起案等の契約手続を進め、8月中旬頃までには契約を終える見込みで事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、表欄外、米印ですけれども、執行額により件数が増減する場合があるというふうに記載させております。現在進めている工事において、何か変更が生じた場合、最後のお金を合わせる場合に要望件数の箇所を、そこを見合せたり、また、逆に追加したりする場合がありますため、見込数ということで数を示させていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら、ご発言を願います。

○ 森 康哲委員

この生活に身近な道路整備事業の、この資料、ありがとうございます。

各地区によってかなりばらつきがあると思うんですけれども、これを見ると、例えば、常磐地区や桜地区、三重地区は、完了件数よりも繰越し件数のが多いと。特に、三重地区なんかは、これ、何倍ですかね。3倍以上繰越してるんやね、完了件数は8件で、繰越しが35件と。

これには何か大きな理由があるのか、その地域に対して、なるべく工事の内容を大型化してというふうをお願いしている方向でなっていると思うんですけれども、その辺がうまくいっていないのか、何か理由があるなら教えていただきたいですけど。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

先ほど森委員、言われましたように、やはり件数の多いところは、いろいろ、その地区、

地区の事情がございますので、大型化が進んでいない状況にあるというのが理由の一端ではございます。

今年度もなるべく大型化していただきますように、その辺は地区と話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

多少ばらつきはあるのは分かりますけれども、そもそも、1億円増額して整備費用自体が多くなっていると。その中で、やはり大型化をにらんで金額も増やしたと思うので、その効果がなかなか現れづらいのかなと思いますし、この採択件数とか、この要望件数に対して採択が全体で半分ぐらいなんですよね。まだまだ要望はたくさん各地区からあると。

その中でも完了件数は3分の1。40%を全体で繰り越しているんですよ。これ、かなり厳しい数字だと思うんですけども、毎年、この数字なのか、抜本的に改善できないぐらいの数字だと思うんですけども、技師不足もあると思うので、その辺、部内でどういうふうに考えているのか、考え方を教えていただきたいんですが。

○ 稲垣都市整備部長

まず、今年度から道路の課を二つに割りまして、道路維持課ということで、生活に身近な道路を含めてメンテナンス系のところを、まず一つ課として組織化したということで、基本的には若干、そういったところを強化していくという形で考えているところでございます。

その中で昨年度に、例えば道路、公園の照明灯、これは長期間の契約をさせていただくということで、これを外出しにするということで、若干のマンパワーを生み出していているところがあるというところと、それと、発注方式自体を見直してということで、全体として、それが本格化できるというのは今年度からになるという形になってまいりますので、若干、これを改善していけるなというふうに思っているところでございます。

特に、このデータ、見ていただきますと地区ごとにばらつきがあるといったことについて、本来であれば、若干遅れが出てきたところに人的な資源を投入してバランスを取って進めるというようなところに手が回ればよかったんですけども、なかなかそこまで手が回っていなかったところもございますので、若干生み出されていた余裕、こういったものをしっかりと活用しながら、そういったところでバランスが取れて進められるように、今

年度から頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○ 森 康哲委員

特に今年はコロナの影響で4月、5月、6月がかなり出勤日を移動して調整していただいたり、業者さんのほうにも対応もかなり難しかったと思うので、その辺も後に響いてくると思いますし、採用人数はどうだったんですかね。今年度の4月採用の。技師さんの充足はされているのか。

○ 稲垣都市整備部長

端的に言いますと、希望どおりに職員が取れたかということ、残念ながら希望どおりには職員の補充はできなかったといったところがあります。

ただ、全体的になかなか厳しいところがある中で、採用については努力した結果ということで、効率的なやり方ということと両輪の中で進めていく必要があるというふうに、まずは認識をしているということです。

コロナの影響で雇い止めとかいろんなことがあるかもしれない中で、来年度の採用に向けても基本的には努力していきたいというふうに考えておりますし、ただ、入ってきてすぐにフルに働けるというわけでもございませんので、まずは職員の底上げといいますかレベルアップ、これをしっかり図りながら、効率化、レベルアップ、それと不足する職員を補充していくという形、この3点、これをしっかりバランスを取って進めていきたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

本場に働き方改革の中で、どんどんどんどん改善しなきゃいけないこともあると思いますし、できれば若手の職員さんに、学校の同級生あたりに声、かけてもらって、こういうふうに役所もいいよという話をしてもらえるように、みんなが、全員が、そういう意識を持って、この改革に当たっていただきたいと思いますので、要望したいと思います。

以上です。

○ 小林博次委員

ちょっと関連させてください。

身近な道路予算の考え方なんやけど、身近でない、かなり距離があって、計画的にやらなあかんことまで身近なという捉え方するけど、その辺の整理が要るんと違うかなというのが一つね。

それから、二つ目は、せっかく技術屋と設計屋が打合せして、いよいよ4月、予算がついたらやろうかなといったら配置転換で、また入り口からやらならん。これが実態としてあると思うので、そうすると、4月の異動と違って、7月異動に変更するとか、これは今日の議題にはならんけど、実態を含めてやっぱり対応を考えていく必要があるのと違うかなということ。

それから、市の職員やけど、さっきも言うておったけど、採用してすぐ役に立たんと言いうけど、実際問題、図面を見て施工できる職員ってほとんどおらへんわけや、現実は。

この実態を踏まえていくと、やっぱり民間企業で設計から全部一括して提案型で入札するような、そんなことなんか、ちょっと向きを変えてやっていかんと、金額が残ってしまうだけで、実際には対応できやんということが多いと思うよな。

だから、全体的な見直しが要るんと違うかなと。部分的にちょっと見直したって意味がない。

だから、そんなことがあるので、その辺りの考え方、まず生活に身近な道路という、その身近って何と、何を捉えて身近というんか。ある程度、金額みたいなものも含めて小さい、この程度のものが身近な予算であって、大きい工事、距離を延ばして大きい工事って、これはもう全体の工事で消化すべきことではないかと思うので、その辺り、どんな整理、されておるのか一遍聞きたいなと思っているので、教えてください。

○ 伴都市整備部理事

理事の伴でございます。

生活の身近なで取り組む事業と、あと我々が計画的に取り組む自主事業と呼んでおりますけど、ここの線引きがというお話を頂きました。

おっしゃられるように、なかなか、この規模までが生活の身近な道路でと、この規模以上が自主事業として取り入れるという、その線引きは正直できていないところはございます。

ただ、おっしゃられるように規模の大きなものですか、地区間をまたぐ道路ですか、そういうところのものについては、計画的に調査も行った上で整備を進めていると、維持

を進めているという実態がございます。

また、今年度から要望で頂いた事業につきましても、こちらのほうから率先して地域に入っていくまして、より効率の上がるような事業というのを採択したりというようなやり方は、工夫も考えながら進めていってございます。

以上でございます。

○ 稲垣都市整備部長

残りの部分で、異動の時期の話がございました。

我々も実は、これ、土木業界全体としてどうしても予算時期と、また連動するんですけども、予算がついて、それから工事を発注するという形になると、現実問題としてスタートを切れるのが大分と後ろにいつてしまうという形がございますので、その辺りも併せて改善していく必要があるというふうに思っております。

そこで、予算の措置の段階で、例えば債務負担で前年度にもう発注してしまうとか、そういった形のものも今、検討しているところでございます。

そうした中で、うまく平準化して工事が発注できるようになれば、なかなか工事が忙しい時期になりますと、業者のほうもなかなか手が回らないという時期、形にもなっていますので、それもウィン・ウィンに変えていくという形のものでできればというふうに思っていますので、そういったところに手をつけていきたいというふうに思っています。

それと、技術的な部分でもご指摘を頂きました。

まず、何でもということじゃないんですけども、物によって例えば、事業者にプロポーザルであったり、デザインビルドであったりといった形で、そういう民間のノウハウを活用しながらやっていくといったことについても、少しずつ手をかけようというふうに思っておりますので、なかなか一気に、これ、制度化していても難しいところがありますけれども、十分に先進事例等も研究しながら、そういったことによって遅れずに進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員

後ろからいくけど、そんな一気には難しいというけど、やらなんだからいつまでたったってあかへんわけやから、下水なんかでも民間企業と相談をしながらやれる方法を探ってい

くということで、そんな発注方法を取ろうかなと今年しておるみたいやけど、やっぱり歩調を合わせて対応していくほうがええのと違うかなと。

それから、市の職員が監督、1級を持っておる人が2級を監督するという、格好としてはそうなるんやけど、一々ついて見ておらんだってええわけやから、現場の施工状況はビデオを撮っておくだとか、ちょっと改善をしないと人手ばかり要って結局できやん、そんなのどっかに1人置いて、テレビカメラ、入れておきやコントロールできるわけやから、一々何人か行って、そんな、見ておらんでもええわけやろう。

だから、そんなようなことなんかもやっぱり改善しないと、なかなか人手不足、採用しとくかというふうに思うと、民間も足らんわけやから。民間の技術屋、引き抜いてしまったら、今度は民間が施工できなくなる。

そういうことがあるので、やっぱりもう少し新しい時代の流れをくんだ対応というのは要ると違うかなということ、ちょっと要望をしておきたいと思います。

○ 稲垣都市整備部長

ありがとうございます。

今般のコロナのところで、やはり情報技術といいますか、そういったものを活用した現場というのもやはり、これは見ていかなければならないんだろうなというふうに思っております。

そういったものについては先進事例、しっかりと勉強しながら、我々もついていけるように努めてまいります。

○ 小林博次委員

先進事例、作らんと駄目やと思うよ。

これは要望。

○ 山口智也委員

7ページで、歩行者自転車空間整備事業のところで、松本街道だと思っただけですけども、赤堀小生線なんかについて、公安委員会との施工協議に時間を要したということが書かれておるんですけども、なぜこういった事態に、8月に完了ということなので、めどはあるんですけども、事前にもっと調整ができていなければいけないのに、なぜ後々、こう

いう事態になって繰越しになるのかなというのが素朴な疑問なんですけれども、事前の調整というのはしっかりできているのでしょうか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

委員からは、赤堀小生線の自転車レーンの整備ということでご質問頂きました。

自転車レーンの整備につきましては、当委員会ではいろんなご意見も頂いております。

こちらの件につきましては、いろいろ公安委員会とも事前に協議をして、11月の当委員会で整備の手法のご説明をさせていただきました。その後、発注に至ったというところでございますが、公安委員会とは事前に当然協議もさせていただきながら進めておりますけれども、現場で工事に入ろうとしますと、また改めて発注図面を持って担当者が公安委員会とも協議します。それと、また、その後に現場でも立会いを行うといったような形で、公安委員会さんとの協議の回数もかかってくるという中で、すみません、今回はちょっと施工時期が遅れたような状況になっておりますけれども、先ほどご説明させていただきました、いろいろ関係機関との協議等々で繰越しをさせていただいた案件がたくさんありますので、今後は、こういったことがないように、少しでも早く協議をできるようなことを進めて、早く工事が終わるように努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 山口智也委員

これは意見なんですけど、自分自身が今、感覚として持っているのが、公安とか三重県というのは非常に遅い。こういった整備をするにしても、何度か、そうやっぱり立会いをせなあかんというのはもう分かっておることで、やっぱり、そこはもう四日市市がどんどんお尻をたたいて、安全の対策ですので急がなければいけないということもあるので、しっかり、そこはそういった意識を持って進めていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 伊藤嗣也委員

8 ページで、小林委員と関連するか分かりませんが、身近と自主と、確かによ分らない。地域によって、また自治会長によって、もう、その辺も全然分らないという話でお聞きします。

そんな中、大きくしていこうというのは市としての話だと思うんですが、実際に、この事業に関わる業者、事業者数というのは、どれぐらいの業者がいてるんですか、土木に関して。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

今現在、生活と維持事業と合わせまして、今現在、地域維持型のということで北部、中部、南部、3 か所に分けて発注しておりますが、それぞれ J V を組んでおりまして、それぞれ10社程度の J V で工事をしていただいております。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、30社。30社でこれだけの数をこなす、それはもう集中すると。

○ 山田道路維持課長

申し訳ございません。

道路維持課、山田でございます。

この箇所なんですけど、以前単価契約とやっておったものを、今のような形で契約させていただいたところがございます。

工事費の大きいものにつきましては、一般競争入札など、入札にかけて工事をしてるところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

そこら辺が分かんないので聞いておるんですね。

要は、要望件数のうち採択が、そこで半分に、大体半分に絞られて、それでかなりの件数、残っちゃうので、これ、業者さんの時期が重なれば、当然現場代理人、重複してやれませんから、一つの現場、1 人の名前しか使えやんわけでしょう。どっちみちもうキャパ、

決まっておるわけですよ。

そういう、だから絶対残る仕組みになっておるんですよ。全部消化できないんですよ、これ。そういうのを分かっておって、繰越し、繰越しでやっている、この仕組みを根本的に変えないと。こんなの毎年同じ、こんなの見たって、我々議会に対して、これ、失礼ですよ、こんな書類。残るの、分かっておって出しておるのやから。何の変化もしていないし、努力していないじゃないですか。そこら辺のやり方を、こんなやり方はいつまで続けるんですか。

生活に、市民の生活に身近な道路整備事業ですから、本当に大事なんですよ。

いかがですか。

○ 伴都市整備部理事

例えば、先ほど課長のほうからもありましたが、生活に身近な中で単価契約という契約を結んで、その業者に施工依頼しておるというやり方を取っておりましたが、地域維持型という形を取りまして、これは先ほどもありましたように、3地区に、3エリアに市内を分けまして、それぞれのところを数社、約10社程度のJVを組んで施工していただくという形を取りました。

これまでの単価契約ですと、1社が、そのエリアを受け持っておりましたので、確かに時期ですとか人の問題もあって、少し対応が遅れるという案件もございましたが、昨年始めました、この地域維持型になると、そのJVの中で動ける業者さんに動いていただくという対応も取れますので、そこらは若干改善はしたかと思いますが、何分昨年度スタートというところで、その効果が件数にはまだ少し表れていないというところもございますので、この地域維持型の発注のタイミングですとか工期の取り方、こういうところを工夫しながら、このメリットをより生かせるように頑張っていきたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

それは当然のことなんです。当然のことを説明、受けても仕方がないので。

先ほどの説明で北部、中部、南部で10社、この数が適切な数なのかどうかということは、どのような判断で各3ブロックを10社にしたんですか。何の根拠ですか。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

すみません、10社のJ Vということで、ほぼ10社のJ V、今、契約しておるんですが、契約上は3社以上10社というJ Vを組ませていただいております、先進事例なんですけれども、三重県も10社のJ Vということで、先進事例をまねて契約させていただいたところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

よう分からんのやけど、10社というか、この3社から10社になってJ Vになって、三重県のまねしたとなつて、ころころ変わる。だから、私は三重県が3社から10社やから、四日市は、そのまねして10社にしたというだけのことですか。

要は、その10社が15社でも20社でもええわけでしょう。要は、早く消化することが大事であつて、それは市民に対して身近な生活道路の補修をするわけですから、そこに力点を置かないと、業者の数なんて増やせばいいんじゃないんですかということをお伺いしておるわけです。ずばり、時期が重なると、先ほども申し上げましたが、現場代理人の名前を、そんな1人の人は一つしか書けないんだから、やりたくてもやれないという事態に陥るわけでしょう。

ですから、そこら辺は、市民のために軸足を置いた、この事業をやっていくには、業者数を今、増やさないと、これは改善されないんじゃないんですかと伺っておるわけですよ。

○ 稲垣都市整備部長

まず、今まで単価契約で契約をしていた工事がありました。

単価契約ですと、基本的には一つの業者と契約をします。そうしますと、当然委員、ご指摘のようなことが起きてまいります。それを改善するというところで地域維持型の導入、これをさせていただいたところです。

3社から10社というのは、要は組んだ事業者がお互いに相融通しながらきつちりとやれるということ、基本的にはヒアリング等も行った上で業者を選んでいますので、特に、それが多寡ということがまず問題になるということやないというふうに認識をしております。

基本的に地域維持型でやる場合で、ちなみに下請に出すということも、これはできないということではございませんので、基本的には、それである程度解決される。ただ、多分

課長が言いたかったことは、地域維持型の発注というのは昨年度初めてでしたので、年度
の一番当初からいけなかった。活用できなかったということがあって、スタートダッシュ
はちょっとできなかったなという、それは一つの反省ということで、来年度の、この地域
維持型については、若干、その辺りは改善できるように発注時期を改めていくというこ
とで、もう少し、一番業者も手が空いてくる、この4月とか5月、こういったところが発注
をできるようにしていけるのではないかなというふうに思っております。

一方で、地域維持型以外に直接発注している工事、要は、そういった事業もかなりの数
に上っております。そういったところで、そこをどういうふうに効率化していくかという
のは、これからの課題ということで、これ、まだ今のところ妙策が見いだせていませんけ
れども、そうした中で、先ほど言いました発注、小林委員の指摘に対して少し触れさせて
いただいたような発注時期であったり、新しい方式であったり、そういったものを研究し
て少しでも効率的にやっていけるように考えていきたいというふうに思っているところで
ございます。

○ 伊藤嗣也委員

部長に答弁頂いたので、これ以上は伺いませんが、反省もすると、改めていくという言
葉も頂きましたので、やはり、これだけ残すということはみっともないと思うんですよ。
このスタートやったからということも伺いましたので、この結果を踏まえて、どうかいい
方向に改善していただくことを強くお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思いま
す。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったでしょうか。

○ 加納康樹委員

同じく、取りあえずは8ページのところに関して、残された地域について聞きたいと思
いますが、まず、その前に確認したいのは、冒頭のこの資料説明のときに、この一番表の
右の残件数が何で残っているのかという説明の中で、なんか小さいものが残っているみた
いな、そんなご説明をされたと思うんですが、小さいものなんか、ちゃっちゃと終わるは
ずだなと思いながら聞いていたんですが、そこのところを分かるようにもう一度説明をお

願います。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

小さいもの、例えばカーブミラーの設置とか、その辺りが残っておるんですが、各地区、それぞれ協議しながら進める中で、順番をつけながらやらせていただいておりますが、最後、こう発注していく順番でたまたまというか、地元と協議しながら進めていく中で、後回しになってしまったというのが現状でございます。

○ 加納康樹委員

それだけ聞いても小さいのがなぜ残るのかよく分からないんですが、ちょっと時間がもったいないので先に進みますが、ですので、この表を見ながらでいくと、令和元年度の採択件数のうち、5月31日の残件数で見ると、半分以上残ってしまっているのは常磐と三重だけです。

そんな中で、でも、三重の場合には43件も採択されているので、それは多少残るのはしょうがないかなと思うんですが、常磐の場合には、それは要望件数が多かったかもしれませんが、採択されたのは25件にすぎないのに13件も残ってしまっているのは、そんなカーブミラーが13本も残っているとは思えないんですけど。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

委員、おっしゃるとおり、全てカーブミラーではございません。側溝とか、転落防止柵とかというのもございます。

順番がどうしても後になってしまったというだけでございます。申し訳ございません。

○ 加納康樹委員

でいくと、そのゼロになってしまっている、30件でゼロという羽津地区のようにすばらしい例もあれば、何で常磐が残るのかというのが、私、もうちょっと口、悪くならなあかんなのかなと思っちゃうんですが、いかがなものでしょうか。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

件数に差がついておるわけですが、地元様といろいろ協議しながら進めてございます。

また、各担当も主幹の担当のところもあれば、入ったばかりの担当のものもございます。いろいろ要因、ございますが、先ほどからご指摘のとおり、少しでも件数を減らし、ゼロにしていくように頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 加納康樹委員

さっぱり説明になっていないと思うので、私としては全く納得はしませんが、それに絡んでまた後ほど爆弾を落としますので、このページに関しては一旦やめておきます。ぜひ改善はしていただきたいと思います。

一つページを前に戻って、また、まずは歩行者自転車空間のところ、今さっき説明、若干ありましたけど、すみません、ちょっと私がざっと忘れちゃっているので、昨年度、予算があったけど、できていない堀木日永線ってどういう扱いになったんでしたっけ。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

加納委員からご質問頂きました堀木日永線、これ、自転車レーンの整備というところで、これも以前からいろいろご指摘、ご意見頂いておる中で、以前整備したところの矢羽根の引き方についてはいろいろ公安委員会とも協議をさせていただいておるというご説明をさせていただきました。

それと並行して、赤堀小生線につきましては、――これ、松本街道でございますが――今ある車道幅員3.25mの部分の外側線をちょっと引き直して、矢羽根を設置するスペースを生むというような工事を今やっております。

そういったところで、そちらのほうへちょっと予算のほうがかかっておったというところもあり、また堀木日永線につきましては公安委員会から利用状況を少し見ていこうというようなことで今、意見をもらっております、堀木日永線につきましては昨年度工事からは外させていただいております、整備の着手のほうはしてございません。

○ 加納康樹委員

ちょっと私も記憶がうろ覚えなんですけど、だから、2月のときに繰越しじゃなくて、予算を取り消すという手続したんですって。どうなんですって。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

予算の取消しというよりも赤堀小生線のほうへ少し予算のほうを回させていただいて、赤堀小生線の整備に使わせていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

赤堀小生線をやっていたのはいいんですけど、ここはやっぱり、前年度でちゃんと堀木日永線やりますよというのをやらなくなった、繰越しも出てこないというのは、これはどういう理屈になるのでしょうか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

予算自体は先ほどご説明させていただきました赤堀小生線のほうへ少し流用させていただいたというところで、これ、たしか11月定例月議会の中でご説明をさせていただいたというふうに記憶しております。

堀木日永線は、もう執行自体をしておりませんので、繰越しというよりも事業を取りやめたというような形でなっております。

○ 加納康樹委員

堀木日永線は事業を取りやめたん。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

事業取りやめというか、昨年度の工事は一時、見送ったというような内容でございます。

○ 加納康樹委員

本当ちょっとすみません。

役所の規則的なところを改めて教えてほしいんですけど、取りやめたというのと、繰越しにしたという、この差なんですけど、繰越しは遅れたけどやりますよ、取りやめたというのは一遍予算には上げたけれどもやめるといふ、そういう意思表示だということで見えていいんですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

事業につきましては、堀木日永線自体が予算の執行をしてございませんという中で、繰越しというような扱いにはなっていないというふうに認識しております。

○ 加納康樹委員

じゃ、もう堀木日永線に関しては、あれ以上、今年度においても来年度においても、もう自転車レーンの延長をする意思がもうなくなったということですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

堀木日永線につきましては、昨年度は一時的に見送りましたけれども、今年度、笹川通りのほうへ向かって整備していくような、今、計画でございます。

○ 加納康樹委員

なので、その辺のルールを教えてほしいんですけど。

今年度するつもりがあるけど、繰越しには出たはこないよという、この辺の区別がつかないんですけど、どういう扱いになるんですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

予算的な措置というところでいきますと、事業自体が完全に取りやめたというわけではなくて、昨年度の工事自体の予算を赤堀小生線のほうへ流用させていただきました。

その結果、堀木日永線につきましては、予算の、先ほどちょっとご説明をさせていただきましたが、執行自体しておりませんので、繰越しというところの手続には該当しないの

かなというふうには認識しているところでございます。

○ 加納康樹委員

とはいうものの、その堀木日永線の分を赤堀小生線に流用したとはいえ、流用したというのは、別に予算上きちっと明示されているものではないですよ。

それと、今の説明という、要するにいい、悪いじゃなくて、きちっと、この規則的にどうなんだというところが、私、よく分からないので、教えてほしいんですけど。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

予算的には、この歩行者自転車空間整備事業費というところで赤堀小生線、堀木日永線という当初2路線の自転車レーンの整備については予算を頂いておりました。

ただ、事業費としましては、この歩行者自転車空間整備事業というところの事業となつてございますので、路線間の流用というところで対応させていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

口頭では分かるんですが、じゃ、オフィシャルな予算書なり何なりというところで堀木日永線の扱って、ちゃんと皆さんが、この書面に残したもので、扱いでいくと、私としては昨年度の事業として残ったまんまなんじゃないのかな。なくなったなんてことはオフィシャルに何も活字に残っていない気もするんですけど、そうではないんですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

今、加納委員ご指摘のとおり、何か事業を見送ったとか、取りやめたという書面上は確かに何かで残すというところはしてございませんが、予算上の執行の中での確認という形になるのかなと思っておりますけれども。

○ 加納康樹委員

とはいえ、それでいいんですかという問題なんですけど。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

堀木日永線の事業の見送りといいますか、予算のほうを赤堀小生線のほうへ使わせていただくというところは、11月補正の当委員会の中ではご説明はさせていただいてはおりません。

○ 加納康樹委員

ちょっと今めくるの、面倒くさいので、また、その辺のものが口頭ではなくてきちんと明示されていたという、資料を明示頂きたいと思います。

○ 谷口周司委員長

資料は出せますか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

すみません、予算的に何か書面というのはございません。当委員会の中でご説明をさせていただいたというように認識しております。

○ 加納康樹委員

そう言われると確かに説明、あったような気はするんですけど、でも、それが最終的に、ここの繰越明許費のところでも何もなくていいものなんですかという、そういう規則的なものを私は確認したいんですけど。

○ 稲垣都市整備部長

まず、11月の議会のときですけれども、工事としては、赤堀小生線を、こういった形で工事すると、そういった説明をさせていただいたというふうに記憶をしております。

そのときに、もう一本の路線につきましては、公安ともう少し協議をしっかりとやってやり方を定めて、改めてまた議会のほうにお示しをすると、そういったやり取りはさせていただいたというふうに認識をしております。

その中で、やり方を決めたほうに流用して工事を発注して、それを繰り越したというこ

とでございまして、今回、この説明にあたって、その辺りを丁寧に説明していなかったということについては落ち度があったというふうに認識をしてございますけれども、例えば補助事業等でもございまして、例えば改良系の補助には幾つかの路線がありまして、そのうち、準備が整わずにできない路線というのは当然出てまいりますので、その場合については流用していくというような形の手続をさせていただいて、当該路線については先送りというような形になるといったこともありますので、そういった趣旨で、課長のほうは説明をしたということだと思います。

○ 加納康樹委員

部長のほうからご答弁頂いたので、この件はここまではしますが。とはいえ、この口頭云々も、もちろん委員会もオフィシャルな場ですのでいいんですけど、やはり後々で資料をめぐってちゃんと全部事の成り行きが追えるようにするべきだと私は思いますので、今後ぜひそのような形でご留意頂きたいと思います。

すみません、もう一点だけお願いします。

その7ページの上の枠のところにある石塚地区のゾーン30の整備についてというところ
です。

これに関しては、委員の皆様等々お分かりにくいところもあろうかと思うんですが、ひどい工事です、ゾーン30、やりますよということでゾーン30に伴う路側線、ちょっと車幅が狭く見えるような路側線を引きました。その当該の地域のところに入るところにゾーン30という、あの緑のやつ、羽津地区とかにもありますけど、ああいうのもちゃんと施工しました。

その後で、別の工事が入ってきて、せっかく引いた線を掘り返す。せっかく貼ったゾーン30という表示を掘り返すなんていう、到底地域住民から見て納得できない工事の順番になってしまっているんですが、このことについて、私たちというよりも、近隣にお住まいの方々に納得できる説明をしてください。

○ 加藤道路維持課課長補佐

道路維持課の課長補佐の加藤でございます。

先ほど委員のほうからご説明ありましたゾーン30につきましてですけれども、確かに上水道局のほうとの調整がありまして、そちらのほうで輻輳してしまったというところが

あります。委員がおっしゃるように事前に調整はさせていただいてはあったんですけども、そこら辺の発注時期等もちょっと重なり合ってしまったって、タイミング的なものもあって、ちょっと、そこら辺がうまくいかなかったのは事実でございます。

今後、そういったことはきっちりないような形で工事のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

もう本当に地域の住民の方から見ると、一体行政、何やっておるんやと、こんな2重、3重の工事というのは、それは至極当然のご意見ですので、そんなことがないようにしていただきたいですが、この資料によると9月末完了見込みということは、現時点でまだまだ路側線が掘り返されて、仮設のアスファルトだけになっているところ、ゾーン30のグリーンのところも半分ぐらい削れている、アスファルトになっているところもあるんですが、それは9月末で全部きれいになるんですよね。

○ 加藤道路維持課課長補佐

加藤でございます。

こちらにつきましては、上下水道局とも工事の調整をさせていただきまして、今現在、水道のほうの端につける、外構の材料のほうが、6月いっぱい届くというお話を聞いております。

それから水道のほうは工事をさせていただきまして、最後、9月に入りまして、うちのほうが最後、舗装のほうをやり替えて完了する調整を今現在しておりますので、9月中には全て完了する見込みでございます。

○ 加納康樹委員

その完了するときにはありがちな、掘り返した後で埋めて、明らかに舗装が2重の色で見えるよという状態に今なっていますが、それも解消されてきれいな状態でゾーン30の表示が乗っかると思っているいいんですか。

○ 加藤道路維持課課長補佐

加藤でございます。

そちらにつきましても、上下水道局とも調整させていただきまして、そういうことがないようにきっちりとゾーン30のほうはしていきたいと思っております。

○ 加納康樹委員

お願いします。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 伊藤嗣也委員

5、6、7ページですけど、この中の用地交渉で継続中が非常に多いんです。これ、用地交渉というのは相手がおるやつで、全く読めないんですよね。100かゼロの話で。

この状態からいくと、これ、かなり危険やなと思うんですけど、これ、どのようにしていくのか全く、説明ってありましたっけ。

用地交渉の難しさというのは、不動産屋に聞いたら、もう大変らしいので、不動産屋の専門家でも大変やのに、市の職員が、これ、どうなのというところがあるけど、実際どうなんですか、これ。かなりの件数が交渉中、要は用地交渉ができていないわけですね、用地買収が。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

伊藤委員がご発言のとおり、非常に用地買収というのは相手の方がお見えになる中で難しいところもございます。

今現実、いろんな諸条件によって難航しているケースもあり、先ほどご説明をさせていただきました、近年では非常に地権者の方が、高齢者の方が非常に多くなってきておまして、先ほど言いました地権者の方がお亡くなりになった後の相続の手続ですとか、そういったところで時間がかかっているような実情もございます。

用地交渉につきましては、この公共事業のご理解を頂いた上で何とか皆さん、ご協力を頂くようお願いをするしかありません。

私も以前、道路の担当をしておったときに用地交渉もさせていただきました。やっぱり回数を持って、誠意を持って交渉すると。その中でお互いが納得できるような形になればいいなと思っております。

私らも1回行って、難しいからもうやめだというわけではなくて、回数をこなしながら地権者さんの話も聞き、いろんな交渉を努めていきたいということで考えております。

この辺はもう地権者の方にご理解頂くしかありませんので、粘り強く交渉のほうはしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

それは当然やってもらわないかんのですけど。今、相続の話をされましたが、兄弟、身内でも裁判所で調停とか裁判が起こって、今、本当にお亡くなりになられて残された、その土地とかの権利については非常に難しくなっておるとするのは弁護士と、この間ちょっと話しておったところなんですね。要は、調停件数、裁判件数がかなり増えておる。ですから、これ、本当に今、繰越明許費に載っていますけど、これ、交渉できなかつたら、要は用地交渉するまでずっと繰越しでいくんですか。考え方が分からないので、ちょっと。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

事業を進めていくに当たりましては、やはり、その用地のご協力を頂かなければならぬというところで、交渉は当然引き続いてやっていかなあかんと思っています。

先ほど委員からご指摘がありました、いろいろ相続の問題の中で非常に難しい案件もやっぱりあります。最近は非常に多く出てきておりますし、また、判断能力が落ちてきてみえる方等も見えます。

そういった方についての用地処理というのは非常に難しいというところは、私らも認識しておりますけれども、なかなか、これが公共のほうで何かいい手だてがあるかというところありませんので、身内の方、地権者の方にご協力も得ながら用地交渉のほうは進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。

相手があることで、もう全然分かんない話なんですけど、頑張ってやってくださいとしか言いようがない。

市役所にも弁護士がいるので、そこともいろいろ相談して、自治体として市民の方に必要な工事でございますから、きちっとどうしていったらええかテクニックも教えていただきながら、ぜひ一日も早く工事ができるようによろしくお願いします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

森委員、お願いいたします。

○ 森 康哲委員

ちょっと言い忘れたので、積み残しのやつを聞いたんですけど、そもそもの要望件数に対しての金額なんですけど、例えば、羽津地区を見ると金額の多いのが残ってきているんですよ。

要望件数は55件なんですけど、2億円ぐらい、金額にするとあるんですね。

執行されるのは2千数百万円で、毎年1億数千万円が積み残しになっているという。そうすると、金額が大きいものをやりたくてもやれない。だけど、地域に対してはまとめて出してくれと、非常に矛盾が発生していると思うんですよ。

これはきっと羽津地区だけじゃないと思うんですけども、その辺の救済策をそろそろ考えていかないと、大型化したにもかかわらず、それが一つの町だけで出してしまうと採択されない。そうすると、どんどんどんどん積み残していく。だけど、大事な事業なのに、どうしたらいいんだろうというのが各地区で出てきているはずなんですよ。

そういうところでの救済策というのは何か考えているのか、最後にお聞きしたいんですけど。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

委員、おっしゃられました、やはり大きなところ、特に水路とか擁壁とか、比較的工費がかかるものは、やはり今まで採択したくてもされないという現状がございました。

今年度、1億2000万円、各地区市民センター管内で500万円ずつプラスして、7億2300

万円、予算を認めていただいたわけですがけれども、その500万円を、今回500万円ですがけれども、それをプラスして事業、委員、おっしゃられたようなところを少しでも進めていけるように、今年度から考えていこうということで、始めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

もっと具体的に言うと、四日市北警察署の周辺のいかるが地区の水路整備でいうと、1事業で1000万円以上かかる。それがずっと積み残しで、地域に出してもはねられてしまう。今回の500万円では足りないわけですよ。そういうところをどうするのかというのも、そろそろ、これ、平成19年からですよ、この生活に身近な道路整備事業が始まったのは。10年以上たつので、やはり、そういうふうな課題を出して、そこを救済していかないと地域にはよくなりませんと思いますので、その辺の検討をそろそろ入っていただきたいと思います。これも要望にしたいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

ご意見としてお願いをいたします。

では、他に質疑もないようでありますので、本件につきましては、この程度とさせていただきます。

では、1時間以上たっておりますので、25分まで休憩ということでお願いいたします。11時25分再開でお願いいたします。

11 : 15 休憩

11 : 25 再開

○ 谷口周司委員長

それでは、再開をさせていただきます。

議案第18号 市道路線の認定について

○ 谷口周司委員長

続いて、議案第18号市道路線の認定についての審査を行ってまいります。

資料の説明をお願いいたします。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

それでは、道路管理課の石田でございます。

私のほうから、議案第18号について、ご説明をさせていただきます。

まず、タブレットのほうは、コンテンツ一覧に戻っていただきまして、03、6月定例月議会、01本会議、103議案書、ページのほうが117ページになります。よろしいでしょうか。

議案第18号市道路線の認定についてでございます。

道路法第8条の規定に基づき、次の市道の路線を認定頂くというものでございます。

認定する路線は、茂福69号線ほか9路線でございます。全て開発行為による規則によるものとなっております。次の119ページから133ページに位置図をお示しさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

委員の皆さん、ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 加納康樹委員

さっき若干予告したやつなんですけど、委員長には済みませんが、かなりこじつけで質疑させていただきたいと思います。

市道路線の認定をするわけなんです。一覧表にもあるように、大井手で44、45、46号線と市道認定の議案を上げてきてもらっています。

何でこんなことになるのかというと、当然、皆さんが開発の許可をされて、そこで宅地が開発をされて、そして、その市道路線が認定に至るわけなんですけど、宅地の許可もされるから、そこで人が住まい、お子さんが生まれ、小学校、中学校に通われていくわけです。

けれども、ご存じのとおり、この大井手のところは歩道もほぼほぼないようなところを小学生の子たちが常磐西小学校まで行かなきゃいけなくて、大変危険だと言われている。

この大井手のところでいくと、朝夕のところでいくと湯の山街道から松本街道、中川原通り辺りへの通り抜けの通過車両が大変多くて本当に危険で事故が多発するようなところもたくさんあると。そういうところに対して、市道路線の認定をするのはいいんだけど、安全対策というものを全然されない。交通安全対策に関しても、先ほど審議をしましたが、身近な道路予算等々でやってくれという、そこの理屈がよく分からなくて、子供が1人、2人はねられないことには、安全対策というのは地元で予算、ひねり出しでやってくれというスタンスを続けられるのかどうかというところをちょっとご答弁頂きたいんですが。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課の石田でございます。

今、開発によるこういった土地、市道認定については、そのエリアを適正な道路に一定基準を持ったものに作っていただくということで、今回、ご審議頂いていますが、今、委員のほうからございましたが、そうしたことで人も増える、車両も増えるという中で、一向に進まない安全対策というようなところのお話を頂いたのかなと思います。

確かに、こういう市街地のところは、新たに用地を確保することに非常に難しくて、なかなか抜本的な対策というのは遅れておるという傾向があると我々も認識しております。

そうした中で、私どもとしましては、例えば通学路のお話、頂きましたけれども、学校であるとかPTAさん、道路管理者、これは市だけに限らず、国、県もですけれども、そういった多角的に見て安全対策をできないかというようなことで、安全対策プログラムのようなもの、市ですと、教育委員会も当然入っております。

そうしたところで、何が今、実行できるのかということをも角的に見て、道路施設の問題からも見て、また、通学の在り方などを見て、できるだけ生徒さん、安全に確保しているというふうな努力もしているところではございます。

なかなか抜本的なものではないですけれども、そういった安全度を上げていこうという取組を鋭意行わせては頂いておるところでございます。

○ 加納康樹委員

そんな中で、地元の方のほうでも工夫をされて、道路の安全対策に寄与するような事業もやりたいというご相談が皆さんのところに行くんだけど、いや、それは土木要望でやってくれとはねつけてしまうという、そこは一体どういう整理をされますか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

交通安全プログラムの中での議論にはなるんですけども、いろんな手法が上がってまいります。あるところで、例えば、交差点、危ないねというようなことがあったと、どうやろうかという中で、じゃ、そのインフラのほう、ハードのほうで何かやろうとなると、何かの手续というか、何かの予算を取ってやっていかないと駄目なわけで、その中で通学路も地域のこともありますので、一つとして、生活に身近な道路整備事業で上げていただければ、既に、例えば地域では予算が確保された施策でございますので、そういったご相談をさせていただくこともございます。ただ、例えば教育委員会なんかでも予算を取っていますので、あそこから優先順位もあって早くというのはなかなか難しいところはあるんですけども、そういったことも比べながらさせていただいてという現状はあるということとは認識しております。

○ 加納康樹委員

かなりこじつけなので、私のほうからの発言は最後にしたいと思うんですが、とはいうものの地元の方が工夫をして、それこそ場合によっては、ある程度の抛出もしてもいいから交通安全対策をやっていただきたいというのに対して、いや、それは生活に身近は土木要望でやってくれというので、一方的に返してしまうだけというのは非常に能がないと思うんですが、何らかの工夫というのはあり得ないものでしょうか。

○ 稲垣都市整備部長

まず、今回開発のものということで、125ページの大井手の開発、この接続する道路の安全対策という、そういったご指摘でよろしいでしょうか。

当該道路については、抜け道としてかなりの車両が通り抜けているということについて、私も認識をしております。

なかなか実際のところ、すれ違いであったり、安全なところを作ることになりますと、全体的に見ますとかなり、要は地元でやっていただくというのはなかなか難しい部

分もあろうかというふうに思います。

これにつきましては、先ほど地域に身近な道路整備事業とご指摘頂いたんですけれども、こういった道路につきましては、私どもも例えば通学路になっておりますと、通学路の対策の安全プログラム、紹介ありましたけど、そういったものに乗せて、これは国の支援も得ながら、整備を統一的に進めていくというようなこともありますので、そういった紹介をしたりということはやっております。

これ、通学路になっていないということになりますと、なかなか、その手も使えませんので、そうすると、何らかできることはないかというのをやはり自主財源的に考えていかざるを得ないというふうに思っております。

この当該道路につきましては、例えば、この大井手だけの問題ではなくて、通り抜けの車両が多いという特別な理由がございますので、ある意味、ゾーン30みたいなもので、完全に囲い切ってしまうと、ある程度制限をしてしまうというような対策、もしくは通り抜け車両を一定許容するのであれば、何らかのハード的な対策を、これは自主的に打っていく必要があると思いますので、一度、そういった目で見させるように設置したいというふうに思っております。

○ 加納康樹委員

部長、そうおっしゃっていただいたのでいいんですが、通学路でもあるところでの案件もありますので、ぜひ改めてご相談に乗っていただいて、何か善処できるプログラムがあるという話ですので、解決に向けてご協力ください。

○ 森 康哲委員

八田2丁目の開発行為による市道認定ということなんですけれども、たしか、ここは先日の羽津地区の土木協議会で、ボックスカルバートがあるから、そこの用水、羽津用水からの用排水でボックスカルバートの強化を調査した上でしていただきたいとか、また、点検口をつけていただきたいとか、そういう要望が地域から上がっていたと思うんですけれども、そういうのは確認していますでしょうか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

さきほどの委員のお話は、この路線の一つ北側の路線の件かなと。これ、もう既に終わ

りまして、道路として形になっているところでございますので、1本南の件になります。

それで、該当のところにつきましては、事前の相談が出てきているような、あれはありますけれども、適正にご対応させていただいておることになるのかなと思っております。

○ 森 康哲委員

そうすると、この図面の②と表示があるところが、今、協議中ということなんですか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

はい。そのように伺い……。

○ 森 康哲委員

分かりました。

そうすると、今現在はもう、これ、宅地開発されて、もう道路としてなっているところを認定するということでよろしいでしょうか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

そのとおりです。

○ 森 康哲委員

これ、ちなみに幅は、幅員は何mの道路。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

6 m。

○ 森 康哲委員

消防車の車両は入れる道として認識してよいでしょうか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

消防車両は入れると考えております。

○ 森 康哲委員

ありがとうございます。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと簡潔でいいんですけど、その市道を認定するのに、道路のアスファルトの下と
いうか、路盤といいますかね。その辺の中がどうなっておるんかということはちゃんと調
査をするんでしょうか。

あとは市が面倒、見ていかなあかんじゃないですか。どんな工事がなされたかという。
市が工事したわけじゃないので、そこら辺の確認はどうされておるんでしょうか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課、石田でございます。

こういった開発の施工に当たりましては、事前に工法等、図面も見せていただきまして、
その中で協議をさせていただいて了承させていただくと。そして、特に道路、それから道
路の附属施設については、施工も含めまして写真の提出等も求めて、その履行を確認して
いるものと、出来上がった際には検査もさせていただいてというところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

事前に図面が出されて、完成検査は市のほう、完成後の確認は市が行って確認をして、
図面どおりになっておるか途中の写真も見せてもらって市道認定がこうやって上がって
くるという理解でよろしいでしょうか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

そのようにさせていただいています。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

ちょっと関連させてください。

この市道認定で、別に反対はしやへんのやけど、この八田の③のでいくと10mぐらいが6mで、これ、2mで一番奥の宅地に接続しておるわけやね。

いつも疑問に感じるのやけど、取付け道路が4mぐらいしかなくって、宅地のところになると急に広げなさいという市道があって、例えば戦災復興は、こういうふうな旗地は作らないということで、これ、解消してきたと思っておるのやわ。

ところが、これを認めていくと、旗地を作っていることを認めていくことになるので、一体理論的にどうやって整理、整合を取ってやっているのかちょっと疑問なんやわ。別に道路が4mなら、4mで作るというんなら4mで結構やけど、奥まで全部4mでせんと、法律的には接道2mでええんやけど、その次、開発しようと思ったら、これ、できやんわけや。そうすると、田んぼは田んぼで死んでしまうわけやわな。だから、やっぱり、その辺は規則なり何か対応するようなことを考えてやらんと若干まずいと思っておるのやけど。

だから、全部6mにするというんなら、こういうものがついたら、その道路の地形によるやろうけど、きちっと6mにするように対応していかんと、なんかいつまでたたって、無駄な投資をしておるわけやよね。

民間には6mにせえよというておいて、自分たちはサボって4mのままでいくということやと、若干まずいと違うかなと思っているんやけど。

しょうもないところへ投資をどんどん今しておるけど、四日市の全部に広げようとは言わんけど、少なくとも、その集落の多なったところ、キの字型か田の字型かシャープ型か、農道の両サイドの区画整理方式を伴って道路を広げていくぐらいのことを順番にしていかにと、これ、直下型地震が起こって火事になったときにとんでもない被害が出るわけやね。だから、何かできちっとしていくという作業をしていないと困ることになると思うので、その辺り、どんなふうに、別にあんたが引き継いでやっておるわけで、前からそうなので、流れが。それはごちゃごちゃ言わんけど、どっかでやっぱりきちっとすることをせんと、やっぱまずいような気がするわけやよな。

だから、しておるのかしておらんのか知らんけど、できるだけしてほしいなと要望と、何か考え方があればお聞かせください。

○ 稲垣都市整備部長

まず、市道認定というよりも開発許可基準に係るお話になるのかなということなので、まず新しくつけていく道路、これについては、基本的には開発の許可の基準にのっとって、6 mを基本として許可基準を定めております。

一方で、道路に面しているようなところについても、例えば後退を求めまして、前面の道路を広げるというような形での対応はさせていただいているところです。

ただ、委員から言われましたのは、もう少し計画的に、全体、ちゃんと通り抜けできるような道路を確保すべきというようなことのご意見かなというふうに、今、思ってお聞きしたんですけれども、ある程度幹線的な道路については、市のほうでも手を入れておりますので、そういったところは取れるんですけれども、全体、もう少し地域を面的に考えますと、区画整理というお話が出ましたけれども、例えば地区計画等の手法で、あらかじめ規制を設けておいて、そこを触るときに道路を広げていくというような手法が一番適しているんだろうなというふうにお聞きしています。

ただ、地区計画を引いて長期にわたっているということについては、その施工、あるいは用地の確保、こういったところに若干課題があって、かねてから懸案事項となっております。

そういったこともあって、現実、最近では実際に施工していくようなものしか地区計画制度、活用していないといったところがございますので、そういったところも含めて、今後、対応について考えさせていただきたいというふうに思います。

○ 小林博次委員

工法を考えてもらうんでええんやけど、四、五十年同じ話を聞いて、答えが変わっていないから、やっぱりいざというときにもうとんでもないことになるので、あらかじめ全体の地区で地区計画、その狭い範囲で物を考えていくと、この辺の道路を見てもらったら分かるけど、道路が真っすぐ来て、きゅっとずれて道路、ついておるわけやな。

だから、やっぱり全体、整合を取ったような道路計画とかがあって、何らかの都合で開発のときに道路が切って広げるとか、何かしていかないともう全然、これ、広がっていかんから、これは都市整備の範疇を越える話になると思うけど、やっぱりそういうものの整備については、都市計画道路、これは在り方も含めて毎年見直しが要するというふうに思う

し、全体の計画をどうやってしたら一番合理的に安く道路が取りつくんかということなんかも対応していかんと、スラムになってから道路、直したって意味がない。

橋北なんかでもそうやな。狭いところを区画整理でやるって、やめてしもうて消防車も中へ入らん。高齢化しておるから、車が中へ入らんほうが安全なんやけど、これでは若い連中が来ないから、結局はもう人が住まないようなまちになっていってしまう。地区計画で、そうなっておるかということになっていない。

だから、きちっと消防車が入れたり、大きな道路は、こうですよという計画はやっぱり地区の人たちも含めてきちっとして、それが隣の地区とか連動させるということをしてないと若干まずいかなと、こんなふうに思っておるので、要望しておきます。

○ 谷口周司委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。
討論がありましたらご発言を願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論なしのお声を頂きました。

討論もないようでありますので、これより採決を行います。

反対表明ありませんでしたので、簡易採決により行いたいと思います。

議案第18号市道路線の認定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第18号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 谷口周司委員長

では、休憩でお願いします。

11：46 休憩

14：22 再開

○ 谷口周司委員長

休憩前に引き続き再開をさせていただきます。

次に、報告事項が3件あるとのことですが。

一括して説明を受けたのちに、質疑を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 伴都市整備部理事

それでは、20ページをお願いいたします。

報告1点目、令和2年度国補助金・交付金の内示状況についてでございます。

表は、都市整備部所管の令和2年度の内示状況を示しております。表の左から順に、番号、担当課、事業名、令和2年度の予算額、国からの内示額、交付率を記載しており、備考の欄には、補助金・交付金の名称と、国費の負担率を記載しております。なお、各事業におけます予算額、内示額の欄につきましては2段書きで記載しておりますが、上段が事業費、下段の括弧書きが国費相当額となっております。

まず、表の1番から5番までは道路建設課、道路維持課の関係のものになります。なお、1番と2番につきましては、事業名は同じく交通安全施設等整備事業であります。備考欄にございますように、国費率が50%のものと55%のものがあるため、それぞれ記載しております。各事業の内示額、交付率につきましては記載のとおりでございます。

次に、6番から10番までは、市街地整備・公園課の関係のものとなります。各事業の内示額、交付率につきましては記載のとおりでございますが、10番の近鉄四日市駅周辺等整

備事業につきましては、先ほどの協議会の中でもご説明をさせていただきましたとおり、国費ベースで6930万円の要求に対し1億3860万円の内示を受け、交付率としましては200%となっております。

続きまして、11番と12番は都市計画課の関係分となります。12番の交通サービス利便向上促進事業でございますが、こちらは、あすなろう鉄道においてICカードの利用環境の整備を行う事業費となります。当初予算は、事業費ベースで6380万円を市単独費で計上しておりますが、その後、補助金の対象事業として認められ、先日、今年度分と令和3年度分の前倒し分とを合わせて内示を頂いております。内示額としましては、事業費ベースで1億8826万5000円、国費ベースで6275万5000円となっております。なお、この交通サービス利便向上促進事業費につきましては、今後、補正予算をお願いし、ICカードの利用環境の整備を来年度の国体開催までに整備が完了するよう進めてまいりたいと考えております。

次に、13番、14番は建築指導課の関係になります。13番のがけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、令和2年度の内示はありませんでしたが、申請があった場合の対応につきましては別途三重県とも調整を行うこととしております。

15番は河川排水課、16番と17番は市営住宅課の関係となり、各事業の内示額、交付率につきましては記載のとおりでございます。

以上がそれぞれの事業ごとの内示状況になりますが、全体を見ますと、過充当の10番と皆増の12番を除いた平均の交付率は、ページの下のほうにございますように、66.9%となります。ここ数年の動向を見ますと、若干改善はしたものの、事業によってはかなり厳しい内示が示されておりますので、引き続き補助金、交付金の確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

続きまして、その他報告の2点目、新型コロナウイルス感染症に係る影響と対応についてをご説明させていただきます。

資料のほうは21ページからとなります。

この21ページでは、市発注業務、工事や業務委託になりますが、これらの受注者への対応といたしまして、経緯と対応を表にまとめさせていただいております。

まず、左側の経緯、流れになりますが、新型コロナウイルスの感染拡大によります大規模イベントの中止や自粛の要請、緊急事態宣言の発令、解除など、政府の動きに合わせて、まず、国土交通省が各都道府県に対し、国の直轄工事に係る対応についての事務連

絡を行います。その事務連絡を受けました三重県県土整備部が、国の動きに対する県の対応について県内各市町へ事務連絡を行います。これを受け、市が対応を取るという流れになります。

最初の対応としましては、2月26日の内閣総理大臣の大規模イベント等の2週間中止等の要請を受けての対応になります。

都市整備部におきましては、3月5日から6日にかけて、契約中の事業399件に対しまして、感染症の拡大防止に係る対策に伴う工程などへの影響の有無と、その程度についての調査や、作業従事者に感染者が判明した場合の報告依頼を行っております。この調査の結果、この時点での影響はございませんでした。

その後、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都道府県に発令され、4月10日には三重県におきまして、感染拡大阻止緊急宣言が出されました。この動きの中で県からの事務連絡を受け、4月16日付で、契約中の事業者に対しまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等についてということで、表にお示しの4項目について周知をしております。

その後、4月16日には緊急事態宣言が全都道府県に発令され、国、県より事務連絡が出されました。これに基づき、4月30日付で、契約中の事業者に対しまして、感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合、有効な手段については設計変更の対象とする旨を、さきの4項目に加えまして、再度周知しています。これら感染拡大防止措置等についての5項目につきましては、4月30日以降に新たに契約する工事等につきましても同様に周知を行っております。

なお、緊急事態宣言につきましては全都道府県で解除となりましたが、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については継続することが示されておりますので、事業者への周知につきましては、契約図書へ記載するなどの対応を行っております。

次の22ページは、市の発注業務等への影響についてになります。

まず、契約中の工事、設計業務につきましては、工事に使用する材料、製品の納期の遅れや、現場の立会い業務を自粛したことなどの影響が、道路関係の工事で合わせて3件出ております。また、学校の夏休み期間の短縮によります工事完成の遅れが学校改修工事で1件、県をまたぐ移動の自粛によります調査業務の遅れが設計委託で1件出ております。これら契約中の工事や設計業務の遅れにつきましては、受注者と協議を行い、工期延伸等の対応を行ってまいります。

次に、今年度の発注工事への影響ですが、教育委員会からの受託工事になりますが、学校の夏休み期間の短縮により、小中学校関連の工事9件につきましては、既に廃案を行っており、次年度への持ち越しとしております。

次は、道路や河川事業への影響でございますが、用地交渉や境界立会いの自粛によります用地取得の遅れが道路事業で合わせて7件、河川事業で2件出ております。そのほか、設計の委託業務におきましては、受注者が在宅勤務の体制を取ったことによる業務の遅れが生じた案件が道路事業で1件ございます。

これらの対応としましては、まず、例えば用地交渉を行うに当たっては、あらかじめ相手方の了解を得て行ったり、また、境界立会いであれば少人数で時間を区切って行うなど、対策を講じた上で進めております。このような中で、用地取得や設計業務に日数を要する場合、可能なものにつきましては、用地取得から工事实施へと予算執行を切り替えるなどの対応を行ってまいりますが、年度内に実施可能な内容に合わせた事業の縮小や、次年度への予算の繰越しについても検討をしております。

そのほかでは、移動の自粛や三つの密の回避によりまして、会議や地元協議の遅れなどが生じております。これら会議の開催などにつきましては、書面会議やウェブ会議を活用するなどし、進めてまいります。

最後に、ブロック塀等撤去費補助制度への影響でございます。

この制度につきましては、令和2年度末までの制度として進めておりますが、感染症の拡大防止のために対面折衝を回避していることや、また、経済の先行きの不安もあってか、5月末時点での補助受付件数は34件で、前年同月比でマイナス16件となっており、問合せ相談件数におきましては57件と、前年同月比でマイナス109件と落ち込んでおります。

今後におきましても、新しい生活様式が継続される中で、経済の急激な回復も難しい状況であり、この先も申請件数の減少が予想されます。そこで、本制度の期間の延長につきましても検討していきたいと考えております。

二つ目の説明は以上となります。

○ 伊藤（勝）都市整備部次長兼都市計画課長

それでは、続きまして3点目としまして、公共交通等の近況につきまして説明をさせていただきます。

こちらでは、四日市あすなろう鉄道の運輸実績と新型コロナウイルス感染症による公共

交通等への影響という2点のほうを説明させていただきます。

まず1点目、あすなろう鉄道の運輸実績についてですが、①利用者数の推移につきましては、平成27年4月からあすなろう鉄道として運行開始して以来、6年目に入りました。利用者全体の推移では、あすなろう鉄道への移行に伴い運賃体系などが変わったため、平成27年度から平成30年度までの4年間は、全体の利用者数が減少し続けておりましたけれども、令和元年度には新型コロナウイルスの影響を受けながらも、定期外、通勤定期、通学定期全てにおいて前年度の利用を上回る結果となっています。

利用形態ごとで見えますと、通学定期利用が平成30年度まで減少した一方で、通勤定期につきましては平成28年度の89万5000人を境に増加しております。また、定期外の利用につきましては、移行前の81万4000人から令和元年度の95万7000人と、14万人ほど増加している状況となっております。

続いて、タブレット28分の24ページをお願いいたします。

令和元年度、昨年度の輸送人員となりまして、全体としましては282万人となり、あすなろう鉄道として運行開始以来、初めて増加に転じました。表一番下の年度計のところになりますけれども、内訳につきましては、前年度比で、定期外がプラス0.6%、通勤定期がプラス0.7%、通学定期がプラス0.2%となり、全てに増加しております。

表の上段の9月のところの赤い部分をお願いします。こちら、通勤定期は前年度比プラス14.3%、通学定期がプラス20%と、両方とも2桁の大幅増となっています。こちらにつきましては、10月からの消費税増税、これに伴う先買いによるものと考えられまして、その反面、反動により、通勤・通学定期のところの10月から12月のところが青くなっておりますところがございますけれども、減少となっております。

また、定期外の赤い部分の11月以降になりますけれども、こちら、11.3%、11月となっているところの部分です。こちらは、リニューアルオープンをしたイオンタウン四日市泊の効果によるものと考えられます。一方、3月のところを見ますと、新型コロナウイルスの影響により、定期外、定期とも減少し、3月全体としましてマイナス16.6%の減となっております。最終的には前年度比プラス0.5%にはとどまりました。仮にこの3月を前年並みの数字とした場合につきましては、1.8%増の285万6000人ほどになったということで、平成29年度をも上回る数値となるというところがございます。

続いて、タブレット28分の25ページのほうをお願いいたします。

令和元年度の旅客運輸収入となりまして、表一番下の年度計となりますけれども、全体

としては3億7139万4000円となりまして、前年度とほぼ同額になっております。資料には記載していませんけれども、収支としては6400万円ほどの黒字となりまして、あすなろう鉄道から市へ寄附を受けている状況でございます。

表の通学定期の列を見てみますと、青い部分が多いということが分かると思いますが、こちらは、令和元年度より割引率の高い1年通学定期を導入したため、旅客運輸収入が減少しているというものです。そのほか、赤色、青色の着色部分は、消費税増税による影響やイオンタウン四日市泊のリニューアルオープンによる効果とか、新型コロナウイルスの影響によるもので、輸送人員と同様の理由でございます。

四日市あすなろう鉄道の運輸実績についての説明は以上となります。

続いて、タブレット28分の26ページをお願いいたします。

2番の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共交通への影響でございます。

こちら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして外出自粛要請が出され、三重県においては、4月20日から三重県緊急事態措置が実施され、本市では県と協調し、休業要請や外出自粛の徹底を図ってきました。そのため、市内の鉄道やバス等の利用者数が、ご存じのように大幅に減少したところでございます。かつ、交通ごとにつきましては、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、表では、鉄道とバス、それからタクシー、その他に分類し記載しておりまして、それぞれデータ提供を受けた範囲で、平成31年2月から令和元年5月と、令和2年2月から令和2年5月の間の利用者数を表記し、対前年度比の増減を示させていただいております。

28分の26ページの①の鉄道ですけれども、こちらにつきましては、市内の鉄道事業者5社を記載しておりまして、近畿日本鉄道のみ月ごとの利用者数を非公開としておりますので、ご了承ください。こちら、特筆することとしましては、東海旅客鉄道につきましては、県外をまたぐような路線であるという新幹線が、4月、5月とも前年比9割以上の減少であるとともに、在来線においても約5割から6割の利用者が減少している状況ということになっております。一番上段の、路線の短いあすなろう鉄道につきましては、ご覧のとおり、他鉄道に比べて減少幅は小さいものとなっております。

続いて、28分の27ページのほうをお願いいたします。

2番としてバスですが、下段に自主運行バスを整理していきまして、上段では三岐鉄道の4月がマイナス71%と大きな減少となっていることが言えます。それから、下の自主運行バスにつきましては、一番下の磯津高花平線でございますけど、2月、3月が増となって

いるのは、先ほどもありましたイオンタウン四日市泊の効果によるものと考えられます。

続きまして、タブレット28分の28ページをお願いします。

④のタクシーにつきましては、三重県タクシー協会に問い合わせたところ、三重県タクシー協会の北勢支部の利用者数についてご提供頂きました。北勢支部は、四日市市を含め桑名市、鈴鹿市、松阪市のタクシー事業者15社で構成されていまして、タクシー業界におきましても新型コロナウイルスの影響を受けており、2月から減少が見られ、4月には対前年度比6割近くの減少となっております。

最後に、参考に、⑤その他について、市が管理しています駐車場、市営駐輪場、こにゅうどうレンタサイクルを記載させていただいています。

説明は以上となりますけれども、鉄道等の各社にヒアリングした中では、三重県を含む39県の緊急事態宣言が解除されました5月14日以降は、おおむね回復傾向にあるという情報を確認させていただいております。

新型コロナウイルス感染症による公共交通等への影響についての説明は以上となります。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

あすなろう鉄道のところで、旅客収入が6400万円の黒字ということですが、これ、2階建て、第3次の運行事業者ということで、2階建てでやっているからこういう数字になると思うんですが、本当の数字というか、施設整備費とか車両整備費とか、そんなのを全部入れるとどのような数字になるのか、参考に聞かせていただきたいです、半年度で。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課公共交通推進室の土井です。

令和元年度第3種鉄道事業者としての投資額を含めて計算をいたしますと、約マイナスの3300万円程度となります。

○ 森 康哲委員

それは、例えば国費とか補助金を全部入れての数字だと思うんですけども、国費にしろ市費にしろ、税金は全部国民負担ということになるので、そう入れると、どれぐらいになりますかね。たしか2億円、3億円はいくと思うんですけど。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

公共交通推進室の土井です。

令和元年度の第3種鉄道事業者としての全体事業費2億3400万円を投じてございます。そのうち近鉄からの拠出金を、基金から7600万円取崩しをさせていただいておりますので、2億3400万円から7600万円を除いた1億5800万円が税金として投じた額となります。

○ 森 康哲委員

税金と近鉄さんの基金のおかげでマイナスが隠れている状態だと思うんですけども、近鉄さんの残り、あと幾らぐらい残っているのかということと、整備計画が何年でおおむねめどがつくのか、それを最後に聞かせてください。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

公共交通推進室、土井です。

これまでに、近鉄さんから当初8億円の拠出金を頂きました。令和元年度末の残高としては、5億1900万円ほどの残高が残っております。これは、あすなろう鉄道から過去5年間に合計3億3300万円の寄附を頂きましたので、この8億円に3億3300万円を積み立てさせていただいております。

また、基金を毎年の施設整備に一部充てさせていただいております。これまでに6億1600万円ほどの取崩しをさせていただきました。繰り返しになりますが、令和元年度の残高としては5億1900万円程度となっております。

○ 森 康哲委員

整備計画のほうは。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

整備計画のほうにつきましては、平成27年度からの10か年、令和6年度までで、当初こ

の8億円を使い切る計画でございましたが、今、あすなろう鉄道からの寄附金が想定以上にございますので、令和6年度につきましても、若干残る見込みとなっております。

○ 森 康哲委員

そうすると、西日野駅とか駅前広場整備とか、そういうのも順調に整備されて、車両も新しくして、順風満帆に運営ができる状態になっていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 伴都市整備部理事

今、おっしゃられた中で、駅前広場整備につきましては道路事業でやってございますので、今、室長のほうから言った金額の中には含まれてございません。

○ 森 康哲委員

そうすると、駅舎まではあすなろう鉄道で、駅前広場というのはまた道路整備事業と、分けて考えているわけですね。分かりました。

終わります。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 山口智也委員

国の交付金のところで、単品でお聞きしたいんですけども、ナンバー4の小杉新町2号線について教えていただきたいと思うんですけども、また後で資料も頂ければありがたいんですが、近年の交付率を見ていると、令和2年は割と多くついたのかなという感じはするんですが、先ほど、この前に用地交渉の話もあって、そういうところもすごく関連してくるので、いつ頃どうのこうのというのは難しい話かと思うんですけども、今の交付率のペースがずっと大体続いていくとすると、供用開始というのは大体どのぐらいを、一応想定はされているのでしょうか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

今、山口委員から、小杉新町2号線の供用というご質問を頂きました。

私も、小杉新町2号線につきましては、今年度末、暫定供用といたしますか、あそこの日永八郷線との交差点における信号現示を少しずつ減らしたい、交差点改良をするということで、渋滞の緩和対策を狙っていきたいというふうに今考えておりました。令和2年度に暫定供用を考えておったんですけれども、先ほど委員からご指摘がありました用地交渉等々のこともございまして、少し供用が遅れるような、今、状況になりつつございます。その先線につきましては、今、用地交渉が難航する中で工事費へ巻き替えたりして、整備のほうは進められる範囲で進めておりますけれども、もともとこの事業は、令和5年度末から供用というふうな目標でやっておりましたが、非常に今、供用が難しい状況にはなってきておるといような状況でございます。

○ 山口智也委員

また、令和5年度の当初の予定というところのスケジュールなんかも、一応資料として後で頂ければなと思うんですけれども、先ほどもご答弁にあったように、東芝関連の渋滞というのが地元にも及ぼしている影響というのは非常に大きいですので、国への働きかけと併せて、やはり市単でもしっかり入れて、スピード感を上げていかないかというふうに、それはしっかり当局も意識してみえる部分かと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、別の件で。

○ 谷口周司委員長

資料のほうは、また用意していただけますか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

小杉新町2号線の整備につきましては、資料のほうをまた提出させていただきたいと思っております。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

次に、コロナ対策のところ、ブロック塀の補助があったかと思うんですけども、先ほど説明の中で延長を考えているということだったんですけども、具体的に、申込みが令和3年の2月ぐらいまでが当初の予定だったと思いますけれども、それをいつぐらいまで延長していくという具体的なあれはありますか。

○ 嶋田建築指導課長

建築指導課、嶋田と申します。

現時点におきましては、今のところ、1年間の延長を考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

コロナのこともしっかり勘案しながらなんですけれども、実際問題、市内のブロック塀の実態とか、潜在的なニーズというのをしっかりつかみながら、補助金なので、永遠に恒久的にこの制度をとるわけにはいかないと思うんですけども、なるべくその実態に即した、ニーズに合った補助の体制というか、しっかり取っていただき、安全確保に努めていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

○ 谷口周司委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご質疑もないようでありますので、本件につきましてはこの程度とさせていただきます。

以上で、都市整備部所管は全て終了となります。ありがとうございました。

では、理事者の入替えをお願いいたします。

それでは、続きまして、審査順序に基づき、環境部の審査を行ってまいります。

まず、環境部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 田中環境部長

環境部でございます。

この環境部につきましては、今回の常任委員会に関しましては、工事請負契約の変更をお願いしたいと思います。これは、楠衛生センターの解体工事でございます。2月の定例会議の中でも少しご説明を差し上げましたが、工事の最中に、海に近いということもありまして、水が出てくるというようなことに対する対応というようなことでございます。どうかご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第17号 工事請負契約の変更について

○ 谷口周司委員長

それでは、都市・環境常任委員会として、議案第17号工事請負契約の変更についての審査を行ってまいります。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、タブレットの002、環境部（関係資料）の都市・環境常任委員会資料をお願いいたします。よろしいでしょうか。

表紙を1枚めくっていただきまして、資料3分の2をお願いいたします。

本件は、先ほど部長からもありましたとおり、本市楠町北五味塚地内にごございます楠衛生センターの解体に係る工事請負契約の変更のご承認をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、昨年2月定例会議で工事請負契約のご承認を頂き、順次施設の解体工事を進めておりました。

資料のほうをめくっていただきまして、資料3分の3をお願いいたします。

写真をお示ししております。下の写真のとおり、既に建物、上物につきましては、撤去は完了し、ほぼ更地となっている状況でございます。

恐れ入ります、資料3分の2に戻っていただきまして、6番の変更内容についてご説明申し上げます。

去る本年2月定例会議での補正予算の審議を頂いた際にも少し触れさせていただきました。

したが、し尿処理施設及びごみ焼却施設の建物部分の解体に引き続きまして、基礎及びくいの撤去に取りかかりましたところ、当該地が以前は埋立処分場でありましたことから、掘削した箇所に少量の投棄物が確認され、さらに地下水の浸出が認められました。そのため工事を一旦ストップし、今後の進め方について検討いたしましたところ、当該地は東側が海に、南側が川に面しており、今後も相当の地下水の浸出が見込まれ、当初の計画どおり基礎及び杭の撤去を進めた場合、地下水の浸出による地盤の軟弱化、ひいては地盤沈下のおそれがあることから、基礎の一部及び杭を残置することといたしました。ただし、地下水の浸出による影響がない、地表面から最大3mの範囲につきましては、基礎等の構造物を撤去することとして工事内容を見直し、請負事業者と協議の上、資料3番の契約金額のとおり、当初の契約額3億2900万円余から4800万円余り減額となります、2億8101万4920円に変更するもので、本定例月議会でお認め頂きましたら、早期に工事を再開したいと考えております。

なお、当該地につきましては、旧楠町との合併時に策定されました新市建設計画におきまして、将来は緑地として整備することが定められておりますが、今回、杭等が残置されることによる当該計画への影響はないものと考えております。また、これまでの経緯につきましては、地元連合自治会長にもご報告いたしております。

私からの説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 山口智也委員

昨年の2月の議案を見返しておったんですけれども、そのときの工事のスケジュールが、その当時は平成32年という記載の、平成32年5月までというようになっていたと思うんですが、今回、10月までというふうに5か月間延びた理由を教えてください。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

先ほどご説明しましたとおり、不測の事態といえますか、地下水の浸出、あるいは少量

の投棄物といったものが出てきましたので、工事を一旦ストップして、その間、今後どうしていくか検討するのにちょっと時間的に必要だったものですから、工期のほうを後ろのほうに延ばさせていただくと。ただ、今回の変更契約で10月に延ばすのではなくて、これは工事を一旦ストップした時点で工期の延長を一旦させていただいて、10月16日までという工期は一旦延ばさせていただいております。今回は、金額の変更、工事内容と金額の変更をお願いするということでございます。

○ 山口智也委員

一旦工事をストップしているの、その間は人件費とかそういったものの増というのはないという理解でいいのでしょうか。

○ 中山生活環境課長

詳しい数字は、今、手元に私、持っていないんですけれども、当然、現場では仮設事務所とか、そういった固定費が若干かかってまいりますので、やはり期間が延びれば延びた分だけのコスト増というのは発生してまいります。

○ 山口智也委員

そういった部分の増も全部加味して、トータルでマイナス4800万円になったということですよ。

○ 中山生活環境課長

お見込みのとおりでございます。

○ 山口智也委員

分かりました。

○ 森 康哲委員

跡地利用で緑地ということなんですけれども、当初から緑地を計画していたのか、コンクリート部分が残るから、もう上物は建てれないからということで緑地にするのか、その辺の考え方をお願いしたい。

○ 田中環境部長

こちらの緑地につきましては、楠町との合併協議会の関係で、この施設を将来どうするんだという話が出てきまして、こちら、焼却処理場につきましては最終的には撤去するというような方針が出ましたので、その後に緑地というような計画がされたという経緯がございます。そして、やはりここは、3の3ですかね、資料を見ていただくと、右側のリサイクル棟の横が埋立処分場でございますので、そこの利用も難しいだろうというようなことから、緑地というような形で計画がされているというところでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、コンクリート部分を残すことによって四千数百万円、浮いたわけなんですね、4800万円。最終的な使い道はあまり期待はできないけれども、緑地ということで、公園にする緑地になのか、もう草を生やして、いわゆる雑種地みたいなもので残すつもりなのか、その辺はどういうふうに考えていますか。

○ 田中環境部長

こちら、緑地ということになっておりまして、地域の関係者の方、自治会とかまちづくり協議会の方とも一度ご相談させていただいたことはあるんですけども、具体的に、例えばグラウンドに使用するとか、そういった計画ってまだ、地域の方も特に思いはなくて、今現在、更地という形で、当然リサイクル棟の部分がちょっと残ってしまいますので、まだ今すぐここで何かできるわけではないんですけども、その緑地の跡をどのように利用するかというのにもらみながら、地域の方と今後探っていくというのが今、正直な状況でございます。

○ 森 康哲委員

何も利用がない未利用地になると、やはり行政として持ちづらいと思うので、やはりその辺はしっかり地域の方々との再利用の工夫、その辺は詰めていただきたいと思いますので、意見として。

○ 谷口周司委員長

意見として承ります。

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にご質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより採決を行います。

反対表明もありませんでしたので、簡易表決により行いたいと思います。

それでは、議案第17号工事請負契約の変更について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第17号 工事請負契約の変更について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

以上で審査は終了となりますが、新型コロナウイルス関連につきまして、一つ所管事務として引き続き行いたいと思います。

新型コロナウイルス対応につきましてご質疑がありましたら、よろしくお願いたします。

○ 加納康樹委員

新型コロナウイルスでいろいろありまして、まだ終息したわけじゃないんですが、緊急事態宣言等々は解かれて、終息の方向に向かいつつあるぐらいかなというところかとは思っています。

環境部さんにお伺いしたいのは、ステイホーム云々のときに、ゴールデンウィーク前後あたりで、皆さんどこにも行けなくなって、各ご家庭の整理に一斉に入られて、クリーンセンターへの持込みがすごい増えてえらいことになったという話は聞いておるんですが、その辺の状況についてご説明頂きたいんですが。

○ 前川生活環境課副参事

生活環境課、前川でございます。

お見込みのとおりでございまして、ステイホームと言われてから非常にお客さんが多くなられまして、最大で1日に800台ぐらいの、市民の方だけで800台ぐらいという車両が来て、最悪、時間で1時間半から2時間お待ち頂くようなときもございました。

本来ですとゴールデンウィークを、私らは一番多い時期とみなして構えておるんですけど、通常はゴールデンウィークの後に非常に多くなっていく、ごみの量も多くなってくる。持込みの量は、大体ゴールデンウィークの休み中が多いというふうに踏んでおるんですが、もう既に緊急事態宣言が発令された前後、4月の前半からずっとゴールデンウィークが続いておるような状態でもございましたので、大変、市民の方々にはお待ち頂く時間が長くて、ご迷惑をおかけしたところでもございますけれども、おかげさまをもちまして、特に大きな事故もなく、進めていくことができましたと、こういうふうなところでございます。

○ 加納康樹委員

その途中で、たしか本来なら持ち込めるけど、持込みはせんでおいてくださいみたいな、そんなような措置も期間的にあったような気がするんですけど、どんなでしたっけ。

○ 前川生活環境課副参事

ゴールデンウィークのちょっと手前、4月の前半からずっと受入れをさせていただいて、ゴールデンウィークにはさらに増えるという思いがありましたので、ほかの自治体

さんともいろいろご相談もさせていただきながら、また様子を見させていただきながら、私どものほうとしましても、市民の持込みをしていただく、皆さん持ち込んでいただくときはどうしても密になりがちだということで、自粛の願いはさせていただきました。ホームページ、それから、スマートフォンのアプリのほうで啓発をさせていただいて、あと、CTYさんの番組でも少しお話をさせていただいたようなことがございましたが、行くところがないので、クリーンセンターへ行くと人としゃべれると。センターの人らとお話ができるんだというふうな高齢のご夫婦もおみえになるというような状況もありながらも、特段ブレーキがちょっと利かなかったというのが正直なところでございます。

○ 加納康樹委員

今、ご発言がありましたけれども、ホームページ、アプリ等々でご周知頂いたということかと思えます。議会に対してはどうでしたか。

○ 前川生活環境課副参事

ホームページと、それからスマートフォンのアプリケーションの啓発の報告になったというところございまして、議会のほうにご報告はさせていただくことがなかったかなと思います。その辺は申し訳ございません。

○ 加納康樹委員

委員長、副委員長にもないですね。

○ 谷口周司委員長

なかったと思います、私は。

○ 加納康樹委員

それでいいのかという話です。

○ 田中環境部長

今回、こういった量が増えたということでお願いさせていただいた次第です。あと、私も職員向けに関しましては庁議等でお願いをさせていただきましたが、正直言って、議員

の皆様にはこのようなご連絡、申し上げなかったということを考えますと、今思うと非常に不十分だったなというふうに反省しております。

またこういう、市民に求めることがあれば、今後は事前にお諮りするなど、対応させていただきたいと思います。どうも失礼いたしました。

○ 加納康樹委員

ということで、他の部局等々はコロナに関していろいろな周知を、ネットを通じて、デスクネット動画を通じていろいろと周知があったんですが、市民生活にも結構影響があるようなことに関して、今、部長、謝罪されましたからよろしいんですけど、所管の委員会、議会にちゃんと伝えないというところはおかしいと思います。なぜならば、そうやって伝えていただければ、私たちのほうからも市民の皆様への周知もするので、それをされないというのは、本当に環境部としての対議会の姿勢をちょっと疑ってしまった、この期間であったということを、あえてこのオフィシャルの場でお伝えをして終わります。

○ 谷口周司委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にないようでありますので、この件につきましてはこの程度とさせていただきます。

先ほど加納委員からもありましたように、議会への報告というのは、しっかりと今後も心がけていただきますようによろしく願いをいたします。

それでは、環境部所管につきましてはこの程度とさせていただきます。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、審査順序に基づき、スポーツ・国体推進部の審査を行ってまいります。

まず、スポーツ・国体推進部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 森スポーツ・国体推進部長

スポーツ・国体推進部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、国体のときに女子テニスの会場となります四日市ドームの電気機器関係の更新工事につきまして、契約議案1件の審査をお願いしたいと思っております。

それと、その後に、朝にご意見を頂きました国体、かごしま国体が延期という発表があって、いろいろと心配していただいておりますけれども、その辺り、どうしても報道の範囲内の情報しかないんですけれども、まとめましたのでその辺り、ご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案第14号 工事請負契約の締結について

○ 谷口周司委員長

それでは、都市・環境常任委員会として、議案第14号工事請負契約の締結についての審査を行ってまいります。

資料の説明をお願いいたします。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課の樋口です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

資料は、タブレット03、6月定例会議会、07都市・環境常任委員会の103議案書、103ページから105ページ及び104提出議案参考資料、13ページから14ページでございます。よろしいでしょうか。

本議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5000万円を超える工事のため、工事関係議案として提出させていただいております。

それでは、104提出議案参考資料に沿って説明させていただきます。

参考資料の13ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

本件は、大字羽津甲地内にある四日市ドーム設備の更新工事でございます。

今回の工事は、1工事概要にありますように、アリーナ照明、防犯カメラ設備、防災設備、大型映像装置、中央監視装置の五つの設備の更新でございます。

契約金額は4億1560万2000円。

契約の相手方は、四日市市川島町にある株式会社日本総合施設、そして、契約期間は、契約の日から令和3年3月12日まででございます。

契約方法は、一般競争入札で行い、7者から応札がございました。入札の結果、契約相手方は、先ほどご説明させていただきました、株式会社日本総合施設となりました。

なお、工事のスケジュールにありますように、令和2年11月1日から令和3年2月末日まで4か月間、四日市ドームを休館させていただく予定でございます。

説明については以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 山口智也委員

工事概要の①から⑤のうちの、最後の中央監視装置というのは、①から④の部分を全て制御するという、そういうイメージでいいのでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

この設備については、空調設備とかの監視装置でございます。

○ 山口智也委員

1から4を全部まとめるとかというのではなくて、空調のための装置ということなんですか。

○ 尾関スポーツ課課長補佐

スポーツ課の尾関でございます。

この中央監視につきましては、先ほど課長のほうから言わせていただいたとおり、空調機器もそうなんですけれども、あとは充電設備についてもモニタリングをしていくという機能でございます。ほかには、防災設備についても、一応エラー等が出てきたときには、防災設備の受信盤というのものもあるんですけれども、中央監視装置の中にもそういった機能

も兼ね備えておるといところでございます。

以上です。

○ 山口智也委員

分かりました。なぜ聞いたかという、予算審査的には、前回の2月定例会に推進計画ということで、それぞれがありましたので、その中で中央監視装置というのは、その中にはなかったものですから、ちょっとどういったものかというのを確認させていただきました。

その2月定例会のときの予算審査の中で、今回のものとはちょっと別発注だと思うんですけども、遮光シールの設置工事というのが中にあったかと思うんですけども、これも休館中に、別発注でされるということよろしいでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

ご意見のとおり、別発注でさせていただく予定でございます。

○ 山口智也委員

分かりました。

それと、もう一つ確認をさせてもらいたいですけれども、今回、市民意見募集の中で、この議案に対して、音響の改善というのが、複数の意見があったんですが、議案とは直接関係ないのであれなんですけれども、せっかく市民の方からご意見を頂いたので、音響設備の改善についての取組状況だけ確認させていただければと思います。

○ 樋口スポーツ課長

現在のところ、音響設備については、スピーカーの位置とか、毎回変えながら調整しながら利用しているのが現状でございます。それと、この四日市ドームにつきましては、平成9年に建設されて、今23年が経過しておるんですけども、それまで大きな工事というのは、今回がこれが初めてになってございます。音響設備とか空調とか、その辺の大きな見直しについては、今後調整して検討させていただきたいと思っております。

○ 山口智也委員

そうすると、音響の改善については今度の、次のサイクルの大きな改善のときに検討するという、大分先の話ということですか。

○ 樋口スポーツ課長

音響とか空調設備もそうなんですけど、足場を組んだりする工事については、休館期間が1年、場合によっては2年かかってしまうような工事になりますので、その辺も、期間を見ながら計画をちょっと立てさせていただきたいというふうに考えております。

○ 森スポーツ・国体推進部長

音響設備、抜本的に新機器にというところは、今、課長申し上げたところなんですけど、ご存じの方もたくさんみえるか分かんなんですけど、かなりドームの音響は聞きづらく、ハウリングもして聞きづらかったということでした。建物の構造上、なかなかきれいにというところまでいかないんですが、昨年、かなりスピーカーの方向とかその辺を業者さんにやってもらって、多少よくなっているはずでございます。

○ 山口智也委員

次の大きな計画の際には、さらに研究を進めていただいて、せっかくいいドームなので、非常に音響は弱点ではありますので、ぜひ改善を求めたいなというふうに思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 小林博次委員

このLED照明について、工事をやって、自分で自前でLEDをつけるのと、リースとどっちが安いですかね。この質問をするのは、県に金がなくて、ある施設で10年のリースが出てきて、リースのほうが安いから、今払っている電気代の7割で工事も全部できる。この場合やと工事費を出して電気代を出してという格好になると、これ、どっちが安いのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

一般的に考えると、やはり直接工事したほうが安いというふうに見られがちなのですが、いわゆるリースというのは、そのリース分の利息分とかそういうものが付加されますので、総額で見ると高くなる。ただ、支出の平準化が図られるというメリットがありましてリースというのもあるんですが、実際いろいろお話を伺う中で、機器の選定とかいろんな工夫もある中で、リースのほうが安くなるというような情報も頂戴しておる状況でございます。今後のこういったLED化については、そういった工事でやる場合、リースでやる場合の比較検討をして、どちらがその工事にとってベターなのかベストなのかというところは検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 小林博次委員

検討する場所は、あなたのところと違うと思うんですけど、今、払っている電気代の7割で全部できるという、そういう提案があったわけね。この業者でいくと、自前で全部LEDを取り付けて、別に電気代も払っていく。どう見てもこっちのほうが高い。だから、高いことが最初から分かっておれば、途中でリースに置き換えることも可能やと思うので、そういう道を探ってみたらどうかなと。具体的にそういう提案があるので。

○ 森スポーツ・国体推進部長

実は、この件についても、遅ればせながらリースという選択肢も少し検討は入ったんですが、今回、それが遅かったというところはおわびをしなければいけないんですが、ドームについては、この11月から4か月間休止するというところを、事前告知をしながら調整してまいりました。その4か月に向けて、この短期間の中で整備をするには、改めて設計をし直してリースというところまでは間に合いませんでしたので、今回のドームにつきましては、工事でいかせていただきたいと考えております。今後の市の抱える公共施設でLED化というときには、比較検討というのをやっていきたいという思いでおります。

○ 小林博次委員

それは部長がやりたいことで、入札が終わっておるんやからそれはそうやけど、コストが安くなるということ、明らかにコストが安くなるという提案があれば、それは途中でも乗るべきことではないのかなと。

以上。

○ 谷口周司委員長

意見としてお願いいたします。

○ 森 康哲委員

関連して、市民意見の中に、照明と空調をあまり利用しないよという意見もあったと思うんですけども、何で利用しないのかというと、やっぱり昼間お金を出してまでつけないよと。空調に関しては物すごく高額になるので使いづらいと。そういう意見もあったと思うので、LEDに変えて、料金体系を変えるのかどうかだけ確認したいんですけど。

○ 樋口スポーツ課長

料金体系については、今後、電気代とかこの工事費等を勘案して、検討する考えでおります。

○ 森 康哲委員

ぜひ、いいふうに改善していただくのであれば、市民がなるべく安全に利用して、できるようにするのがいいのかなと思いますので、料金についてもやはり安価に、できるだけ市民が利用してもらえるように改善するべきだと思うので、意見としてお願いしたいと思います。

○ 谷口周司委員長

他にございませんか。

○ 伊藤嗣也委員

先ほど小林委員が質問されましたLEDですけど、これは本体も交換されていますよね。ということは、LEDの球の交換をどうやってするかというのを前提に、球を交換しやすいような形での設計をされたと思いたいんですが、実際はどうなのでしょう。

○ 樋口スポーツ課長

このLED照明につきましては、今の配線等を利用するように、安価にするために、利用を考えてございます。したがって、今のキャットウォークなんかを使って交換等ができるように考えております。

○ 伊藤嗣也委員

その作業は工事業者さんですか。それとも、指定管理の業者さんができるんですか。

○ 樋口スポーツ課長

そこまで言われますと、このLEDにつきましては、非常に交換期限が長くなりますので、今までより頻度がかなり長くできますので、そんなに考えておらないのが実情です。

○ 伊藤嗣也委員

確かに寿命は長くなりますけど、交換、つまり指定管理の中に入れておくのか入っていないのかなと思ったもので伺ったんですけど、想定はしていないということですか。

○ 樋口スポーツ課長

今の指定管理の中で、交換する行為が期間として入ってこないと思っていますので、次の指定管理等をするときに、それも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

あと、ちょっとここに入っていないかもしれない、入っていないと思うんですけど、今、コロナ禍の中で、体温、ここへ入られる、入場される方の体温測定というのはどう考えましたか。

○ 樋口スポーツ課長

今、このドームも含め運動設備については、基本的に、事前に利用申込みを受けて許可を出しております。利用される方々には、全て個票、いわゆる一人一人ずつ名前を書いてもらうと同時に、体調に不安がないかとか体温に異常がないか、そういうのをきちんと書いていただいております。

○ 伊藤嗣也委員

これと直接関係ないので申し訳ないですけども、要はそこでは測らないということですね。

○ 樋口スポーツ課長

検温を忘れて来た方には、非接触型の体温計なんかも用意してございますし、ただ、こういう施設の場合、外をランニングしてきた方がそのまま直接入られる方も多いもので、そういう方は平熱より当然上がってございますので、それだけでコロナかを、症状を疑うのはちょっと控えております。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 小林博次委員

ドームへ入ってくるのにランニングして入ってくる。体温の自動測定をやる場合、国庫補助が新しくつくられて補助対象になっているので、こんなのは、3か所かな、入り口が、自動測定をして、事務所で問題があれば、その人、表を走ってきてもええけど、状況によって入室をお断りするということをせんと、コロナの対応にはならんと思うんや。自主申告やと、これは議会でもやっておるけど、測らんと書くかもわからん。

○ 樋口スポーツ課長

体温計については、基本的に、あと四日市市総合体育館とか、ほかのところと調整を取りながら今、対応しておるところでございます。ちょっと先ほど申し上げた、確かにドームでも、やはり走ってみえる方が実際おられて、あそこでトイレ休憩なり、自販機がありますのでちょっとジュースを飲んだり、おられる方もございます。また、四日市市総合体育館についてはもっとそういう人は多いと思います。

これに、先ほど申し上げたように、この4月上旬から、利用される全ての方に、きちんと名簿以外に、体温計なんかで測りながら、また、目視しながら対応をさせていただいております。

○ 小林博次委員

アナログで書かせるのや、時代がずれていないか。行政のデジタル化を促進しなさいと、これは、国の方向で出してコロナで一層促進するかなと思ったら、なおかつ、手で書いて、何ややっぱりまずいのと違う、暇なのか、暇ならしょうがない。

○ 谷口周司委員長

小林委員、もしよろしければ、一応今回、工事請負契約です。この後の新型コロナ対応のときにまたよろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

○ 井上 進委員

私、あまり契約のこと、さっぱりわからので聞きたいんですけども、これ、一般競争入札7者で入札されたんですね。こういったやっぱり仕様書とかそういった部分が出てくると、ほとんど金額は一緒で、今回これ、金額がまるっきり全部7者一緒という部分になっておるんですけども、あまりにも何か出来合いと言ったら申し訳ないんですが、そういう部分があるのかなというふうについつい勘ぐってしまう部分も出てくるので、何かもうちょっと、普通やったら、たとえ10万円、20万円でも差が出てくるのかなと思ったりもする、その辺はどうなのかなというふうな形でちょっと聞いたかったんですが。

○ 樋口スポーツ課長

現状では予定価格を公表していますので、大体最低入札価格は、皆さん分かっていますので、それで価格はそろってしまうというのが現状でございます。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

○ 谷口周司委員長

他にご質疑はございますか。

○ 伊藤嗣也委員

簡単でいいので。防犯カメラの設置場所はどこで、何か所ですか。画面は四つかな、4か所。すみません。

○ 尾関スポーツ課課長補佐

尾関でございます。

防犯カメラにつきましては、現在14か所設置されてございます。具体的な場所で申し上げますれば、アリーナとか諸室とか玄関口などに今現状ございます。今回、新たにドームの東側の器具庫があるんですけれども、そこに2か所、あとは、事務所の中に1か所増設をさせていただき予定でございまして、計17か所を予定してございます。

現状、防犯カメラにつきましては、現在は録画機能がついていないんですけれども、今回は、その更新をもって録画機能つきということで今考えてございます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

この防犯カメラの目的は、これ、ずっと誰かが見ておるんですか。それとも何か事件、事故が起こったときに、後から警察がこれを見るための録画なのか、主たる目的はどちらですか。

○ 樋口スポーツ課長

防犯カメラについては人が見ております。そうすると、また事件等があったとき、先ほど申し上げたように、今後は録画データの提供も考えております。

○ 伊藤嗣也委員

人が見ておるとなると、17のカメラを、実際どう、17画面あるんですか。

○ 樋口スポーツ課長

画面が切り替わっていくような方法を取ってございます。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。この四つの画面が切り替わると。自動で切り替わると。ないしは手動でもできると、そのようなタイプだという理解でよろしいですか。

○ 樋口スポーツ課長

そのとおりです。

○ 伊藤嗣也委員

もう一回、最後に。このカメラは、夜間も映る赤外線タイプですか。それとも夜間は映らない。つまり夜間が大事やもんで。

○ 樋口スポーツ課長

ちょっと確認させてもらってよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

私はいいんですけど、あまり時間がかかるようやったら、委員長にお任せしますけど。

○ 谷口周司委員長

どれぐらいかかりますか。

○ 樋口スポーツ課長

ちょっとこの現場に、すぐ確認させていただきます。

○ 谷口周司委員長

伊藤委員に、採決に……。

○ 伊藤嗣也委員

そんなのじゃなくて、採決は影響のほうはしませんけど、せっかく17台になるのに、録画もするのに、夜真っ暗で映っていなかったというのもね。赤外線でしたらね。

○ 谷口周司委員長

採決には関わらないでよろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

ないで結構です。

○ 谷口周司委員長

じゃ、進めさせていただいて、最後の新型コロナウイルス等のところでの報告でもよろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

結構でございます。

○ 谷口周司委員長

よろしいですか。

他にご質問ございます方。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、質疑もないようでありますので、これより討論に移りたいと思います。
討論がありましたらご発言を願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより採決を行いたいと思います。

反対表明もございませんでしたので、簡易採決により行いたいと思います。

それでは、議案第14号工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議
ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第14号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

議案につきましては、以上で終了とさせていただきます。

それでは、午前中冒頭にもありましたが、新型コロナウイルスの対応ということで、引き続き所管事務を行ってまいりたいと思います。

お手元のほうに三重とこわか国体についての資料を配布していただいておりますので、まずはこの資料の説明からお願いをいたします。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課の長谷川です。よろしくお願いいたします。

三重とこわか国体についてご報告させていただきます。

まず最初に、三重とこわか国体、三重とこわか大会、2大会あるんですが、三重とこわか大会、全国障害者スポーツ大会のほうでございしますが、こちらのほうは、大会の実施要項のほうで、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間開催すると決まっておりますので、国体の会期に合わせて障害者スポーツ大会のほうが決まってくるということで、国体についてご説明させていただきたいと思います。

まず、三重とこわか国体（第76回国民体育大会）の開催決定に係る経緯でございしますが、国体開催地の決定方法は、日本スポーツ協会の国民体育大会開催基準要項のほうに書かれておりますが、大会開催年の10年前に都道府県が開催要望書を提出、その後内々定、5年前に開催申請書を提出しまして内定、3年前に大会開催地を決定という手順になっております。

三重県においては、平成24年三重県開催が内々定、三重県のほうで準備委員会が設立されております。平成28年に三重県開催が内定いたしました。平成30年7月18日に正式決定

されるとともに、同年の12月23日、競技別の会期も決定してございます。

次に、燃ゆる感動かごしま国体（第75回国民体育大会）の開催に係る現状についてでございます。

本年の5月20日、鹿児島県知事が、スポーツ庁長官、日本スポーツ協会会長、日本障がい者スポーツ協会会長と、10月の安全な開催は難しいということで一致したとコメントを発表しております。

そして、6月11日、三重県、栃木県、佐賀県、滋賀県、来年以降4年の開催県でございますが、4知事が共同で、文部科学大臣、スポーツ庁長官、日本スポーツ協会会長、日本障がい者スポーツ協会会長に要望書を提出しております。

要望書の要旨でございますが、後催県に影響のない範囲で対応策を最優先で検討すること。延期する場合、後催県の意見を聴取すること。1年延期など、後催県に影響が出る場合は支援策を示すこと。この3点でございます。

6月19日、日本スポーツ協会、スポーツ庁、日本障がい者スポーツ協会、鹿児島県の主催4者が、今年の秋には開催しない、大会は延期とし、具体的な開催時期は可能な限り早期の結論を得るべく、引き続き調整、検討を継続すると合意、発表いたしました。同日、鹿児島県知事のほうは、今年の秋には開催しない、何が何でも鹿児島県で開催したいという思いで引き続き調整をしていきたいと、コメントも発表しております。

次のページでございますが、三重とこわか国体がもし延期となった場合の開催準備の再整備、想定されることでございますが、最初に、リハーサル大会の開催について検討が必要かと思っております。今年、6競技のリハーサル大会を予定しておりましたが、3競技は既に中止になっておりまして、残り3競技をどうするのか、また、延期となった場合、これらの6競技を来年、再度行うのかどうかというあたりも検討しなければならないと思っております。また、今まで準備を進めてきておりますので、追加的な財政負担も発生してくるかと思っております。

また、会場の確保でございますが、主立った施設は市の施設を使用しておりますが、民間の施設を借り上げてやる競技もございます。ゴルフの四日市カントリー、あと、サッカーの四日市大学、これらの協力が得られるかどうかという問題が出てきます。

あと、競技力の向上ということで、令和3年、来年に向けて、選手たち、皆さん地元開催ということで調整してきていただいておりますので、それらのあたりの問題が出てくる。

あと、既に企業数社からは頂いておりますが、企業協賛も頂いております。あと、企業

さんのほうでは、国体に向けての選手の雇用もされておりますので、そちらの問題が発生してくるかなど。

あと、こちらにも既に募集してはございますが、市民ボランティア、市民の方にも支えるということで参加していただくということで、こちらのほうも多数応募していただいておりますので、これらが1年延びることによる影響が出てくるかなど。

あと、今までずっとPRもさせていただいておりますが、また1年後ということで、1年延期となった場合、それらも再度行っていかなくちやいけないと思っています。

また、実行委員会、国体の準備は実行委員会を設置させていただいておりますが、実行委員会の事務局の体制、国体推進課、国体競技課の体制を1年延長する必要が出てくるのか。あと、いろいろ国体に向けて諸計画、要項、マニュアル等も作成させていただいておりますので、そちらの見直しも必要になってくるだろうという状況でございます。

今後の本市の対応でございますが、スポーツ庁等の検討状況を注視しながら、当初の予定どおり準備を進めてまいりたいと思っております。先週金曜日ですけど、三重県のほうでも、知事のほうから、予定どおり来年開催できるよう着々と準備を進めるという知事のコメントも出ておりますので、現状、我々は開催に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

では、まず新型コロナウイルスの対応につきましては、この三重とこわか国体についてというところで、ご質疑のほうをお願いいたします。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いします。

○ 小林博次委員

一つだけ。この2ページの本市の対応って書いて、スポーツ庁等の検討状況を注視しながら、スポーツ庁と書いてあるんやけど、三重とこわか国体って三重県やろう。これはやっぱり県ときちっと表記して、スポーツ庁とどうするか、これは県がやればいいことで、この表記はあまりよくないと思う。大体四日市と三重県、仲が悪いのは分かるけど、これはよくないと思う、こういう表記はね。きちっと対応してもらったほうが。

それから、ちょっと分かんのは、普通なら、例えば鹿児島でも、今年やめたというけど、設備はきちっとやって、どうしても、これ、やらんわと言うなら、それこそ損害賠償とか出てくる。だから、どうしてもやらんならんから、スポーツ大会をやるための大会で、例えば3か月ぐらい前に鹿児島でやって、3か月ぐらい後に三重国体がありますなんて、そんなばかげた話もないと思うんやね、実際問題。であるとするなら、1年ずらすとか、何かもうちょっと積極的なそういう対応がないのかなと思って。

オリンピックも多分できやへんと思うけど、だから、4年後を狙って手を挙げる。そういう根回しが進むんかなというふうに思っておるんやけど。何かこう、その間際にならんとあかんとか、どこで決めておるのか、誰が金を出しておるのや。全部その団体が金を出してくれておるのやったら、遅れてもダブっておっても構わんけど、やっぱりその土地その土地の血税で賄っておるわけやから、そうすると、やっぱりきちっと一回一回、折り目をきれいにつけてやらんと、収まりがつかんことになるわけやでね。そんなこと分かっておる上で、なおかつ、じっと待っておるといのはあまりよくないと思うんやけど、その辺。

○ 長谷川国体推進課長

三重県とは十分調整しながら、我々も今まで準備してきた経緯がございますので、きちんとその辺は三重県と調整しながら対応させていただきたいと思います。

○ 小林博次委員

だから、この本市の対応はスポーツ庁って書いてあるから、あまりよくないよって。

○ 長谷川国体推進課長

市としましても、もうちょっと主体的に話を前に進めていきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

いろんなケースを考えてほしいんですよ。先ほど小林委員からも出ましたように、終わって3か月後に、そんなことはできないと思うんですけど、例えば、1年ずれた場合とか、いろんなケースを、ケース1、2、3ぐらいを示してもらわないと。示してもらって、それに対して、例えば、市がお金が要りますよね。それはどこからどうもらえるんやとか、

これ、議会の場で、せっかくの時間を割いて資料も作っていただいであれですので、もう少し四日市市としての考え方、当然三重県と調整は分かるんですけど、建物もみんなできたわけですけど、これ、何とか使っていないと、維持管理費でも相当かかるわけで、僕は真剣な問題だと思うんですけど。

その中で、コロナ禍の件で、先ほども聞いたら、体温は自分で測ってこいという、ちょっとずれておる。住所を書く、名前という、これは個人情報になるので、その辺の管理も実際どうするんだという、非常に怖いと思うんですけど、今、その辺、正直どこまで考えられておるのか。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課の長谷川です。

大変申し訳ないんですが、国体の開催というか、延期とか、会期、開催に関わるものは、開催市町にも県にも一切権限がないというのが国体でございます。文部科学省、スポーツ庁、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会が全ての権限を握っておりますので、我々としては、その辺りを三重県と一緒に、三重県を通じながら準備していたものがきっちり、国体が開催できるように働きかけは行いたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

本当に分からないことで、失礼なことを聞くかも分からないですけど、そういう約束事もないわけですか。何かの事態が起こった場合に、延期とか中止とか分かりませんが、そういったときの費用補償とか、そういう取決め事も、やはり国体というものはないんですか。

○ 長谷川国体推進課長

今のところ、そういうようなものはないということで、もし延期になった場合は、三重県からは、市町の意見を聞く場は必ず持つからというふうにはお伺いしております。

○ 伊藤嗣也委員

何も文書での交わしたものも、取決め事もないという中、県と話をしているというということですね。分かりました。

ただ、施設の利用はもうされておるわけでございます。とこわか国体に向けての準備を、注視しながら当初の予定どおり準備を進めるとなると、準備を進めていくのも費用がかかりますよね、正直な話。これ、答えがいつ出るかというのは、かごしま国体がいつ正式に答えが出るか、それまで一旦立ち止まるとか、そんなのはどうなんですか。

○ 長谷川国体推進課長

今、スポーツ庁のほうも、できるだけ早期に結論は出すという言い方しかしてございません。我々も準備、当然リハーサル大会も今年度まだ残り予定をされているものもございませので、これが1年延期となりますと、そのリハーサル大会どうするんだ、その準備はどうするんだという問題もいっぱいございませ。ですので、毎日のように県のほうには連絡を入れて、国の情報を入手するようにはしているんですが、なかなか国も、今まで延期というのは1回も国体ではございませ。過去に中止もございませので、やっぱりその辺なかなか調整が多くて決まらないというのが現状ですので、申し訳ございませ。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。分からないことを聞いて、本当に申し訳ないかなと思うけど、一応そういう時間をつくってもらったので、今伺っていますけれども、速やかに、情報が入り次第、逐一でもいいので、議会のほうにもご周知くださいというお願いで終わります。

○ 森 康哲委員

分からんではあかんのと違う。レジュメの、かごしま国体の一番最後に、秋には開催しないと、今年は開催しないと宣言されていますよね。それで、何が何でも鹿児島で開催したいという思いで、引き続き調整をしたいという宣言をされておるわけです。そうすると、鹿児島としては、来年開催したいという表明をしているのと同じじゃないですか、この秋にやらないのであれば。そうであるなら、ある程度それはもう想定できると思うので、四日市で想定できることは、再来年に延びた場合にどういうふうで開催できるかというのをもう検討してもいいと思うんですけども、それもどうしよう、どうしようでは困ると思うんですよ。議会に対してもそれは不誠実だと思うし、職員をたくさん、臨時職員も増やして対応していただいている中で、企業はもっと大変やと思うんですよ。全国から、企業で三重県に呼んで、三重県の選手として登録して、出ていただく用意をしていただい

るわけですよ。それを1年延ばすだけで、ものすごい費用がかかる。それがいろんな種目で発生するわけです。だから、ある程度想定をして進めるべきだと、行政は思うので、スポーツ庁とか、県がとかいう話ではなくて、四日市市としてどういうことが考えられるのか。再来年にするのであればどんな影響が出るのかというのは、あらかじめ検討はできると思うので、その辺の準備はしてしかなるべきだと思うんですが、部長、考え方をお願いします。

○ 森スポーツ・国体推進部長

延期した場合にどういったことをしていかななくてはいけないかというところを、まず項目でピックアップしたのが今回の資料の3番にあることです。これをいろんな微修正を加えていくという必要性が生じてまいります。

そもそもこの開催の会期をいつにするか、いつどこにするかというのは、先ほど申し上げたように、スポーツ庁なり文部科学省のほうで決定をしていきますので、我々がとやかく言えるものではないという前提がございます。ただ、先ほど課長が申し上げましたように、これまでやってきた経過というのがありますので、四日市市としては、三重県としては来年やりたいという思いは伝えていくというところで考えております。

ケースというのは、確かに事務的にはいろいろ考えられます。来年、かごしな国体を例えれば開催して、その翌年に順繰りに送っていただくとか、既に三重と栃木は会期まで正式決定していますので、その後ろに鹿児島が行くとか、10年先まで実は予定で県は決まっていますので、いやいや、その先でしょうとか、もっとひねりを加えれば、共同開催はどうかとか、なら九州での共同開催、これはちょっと無責任な意見になりますけれども、新聞報道とかいろんなところによるといろんなケースが考えられますので、我々としては、まずは今、伊藤委員がくしくもおっしゃっていただきましたけれども、手戻りがないように、また無駄な経費がないようにというのは十分留意をしながら、当初の予定どおりの開催に向けて準備を進めていくというのが我々の思いです。森委員おっしゃられるように、できる範囲の中で、様々なケースというのを視野に検討をしていかななくてはならないというふうに思います。

○ 小林博次委員

なるほどなと納得しておくところ、前へ進まないので。

やっぱりこれ、市税を投入してやっているわけやから、当然発言はしていく必要があると思っておるんやわ。来年になったら、オリンピックやるなら、もうやらんほうがええけど、オリンピックとぶつかって国体ができるなんてありっこない。今年の11月ぐらいから、またひょっとしてコロナが危ないと言われるようなことが出てくると、そんなことになると、ワクチンがきちっとできるまで二、三年。これを開催というのは、簡単にはいく話ではない。もちろん準備から、選手の準備からあるわけで、そのうちに高等学校を卒業していった方々の問題が出てきたり、簡単にはいかんと思うので、そこらはやっぱり、スポーツ庁か何か知らんけれども、忌憚のない話をやっぱりきちっとして、早めに我々もしくは四日市市民に、こういうことでこんな選択肢があるとか、そういうことを出していかんと。スポーツとかなんとかいうようなのが裏でごちゃごちゃやって、もう勝手に決まってしまうのかなと思うようなことはあまりよくないので、今まではどっちかというとなんなふうに思えるような感じが多かったので、やっぱりここから先の時代ってもうちょっと透明性を担保していかんと、市民の支持がないのかなと、そういう気もするので、余計なことやけど、やっぱりきちっと議論して、物申すところは物申して、こういうことを言ったよということを伝達してもらおうとありがたい。要望。

○ 谷口周司委員長

ぜひ、それぞれの委員から出たことにつきましては、今後の取組に参考にしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

他に、新型コロナウイルス関係のことがなければ、先ほどの防犯カメラのほうの報告を頂いてもよろしいでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

今、営繕工務課のほうにちょっと確認をさせていただきました。一部の防犯カメラについて、赤外線に対応しております。残るものについては、赤外線対応をしてございません。ちょっとその設置場所の照度とかその辺も関係ありますので、その辺については、今後、実施に向けて精査させていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

数を把握しておらんのはよくないですね。一部、数も場所も分からん。つまりテレビの

事件なんかで、コンビニから映しておったとか、コンビニが電気がついているから辛うじて白黒で映っているんですね。真っ暗になった場合、映らないですよ。ですから、ここへつける目的があるわけですね。そこは夜間、電気が真っ暗なのか、電気がちゃんと照らされておるのかとか、ちょっと私は分かりませんが、いずれにしても17か所、カメラは夜間も回っている、動いているわけですからね。録画されているわけです。この録画が何時間録画なのか、何時間でデータが消えるのかもちょっと分からないし、いずれにしても、委員長、これ、数も分からない、場所も分からないんですけど、今、調べてもらってこの答えなんですよ。

○ 尾関スポーツ課課長補佐

尾関でございます。

申し訳ございませんでした。その赤外線カメラにつきましては、先ほど申し上げました、新たに設置する器具庫内の2か所。器具庫につきましては、閉めると真っ暗になるということでございますので、そういった環境下にはそういったカメラが必要であろうということで、今、設計ではそのような仕様をさせていただいております。

○ 伊藤嗣也委員

以前からある15か所は、夜間でもちゃんと映ると、画像が記録されるということによるんですね。

○ 尾関スポーツ課課長補佐

残りの防犯カメラにつきましても、先ほどちょっと課長のほうから申し上げました、明るさ、今、最新型というのはあれなんですけれども、設置しようとしておるカメラの機能、そういったものでも、夜間、例えば街路灯の明かりでも鮮明に映像の録画ができるというようなことをまずは確認させていただいて、もしそういう状況下ではないということであれば、そういった機能つきなものを視野に検討させていただきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

委員長に、これはお願いということで、とにかく17台、昼も夜も録画されておるわけですが、ずっと人が見ている時間帯はいいんですけど、見ていないときは、やはり何かあったときの証拠になるということですので、17台とも映るということを委員長のほうにお任せしますので、確認していただくということで。

○ 谷口周司委員長

今の意見をしっかりと踏まえていただきますように、よろしく願いをいたします。
他にございますか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にないようでありますので、スポーツ・国体推進部につきましてはこの程度とさせていただきます。ありがとうございました。

1時間たちまして、そして、あと上下水道局さんを残しております。10分ほど休憩を取って、最後まででよろしいですか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、4時10分再開でお願いいたします。

15 : 58 休憩

16 : 10 再開

○ 谷口周司委員長

それでは、再開をさせていただきます。

続きまして、上下水道局より報告が2件あるとのことですので、報告事項についてそれぞれ説明を受けた後、質疑を行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、上下水道事業管理者よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山本上下水道局事業管理者

上下水道局、山本でございます。連日ご苦労さまでございます。

ちょっと私のほうからも少し報告をさせていただきたいと思います。

一般質問でたくさんコロナウイルスのご質問を頂いた中で、やはり時間の問題があつて、局として、発言をちょっとやめたというわけなんです、ご質問に対応する中で、ちょっと抑えさせていただいたところもありましたので、ちょっとお時間を借りてご報告させていただきたいと思います。

私ども上下水道局、ライフライン企業としてやらかなあかんことはやらかなあかんという形で、3月からいろんなことを企画し、4月から動き出しました。その辺がありますので少し、これ、報告しないと部下のモチベーションにもちょっとつながりますので、ご報告させていただきます。

まず、一番肝心の水源管理センター、尾平のものでございますが、洗浄水となる水道水をいかにして我々が供給し続けるか、我々がコロナに感染するようなことがあつたら市民に正常な水を送ることができなくなるというところで、センターが一番最初に2班体制に移行して、職員間が接触しないよということで、入り口まで変えて、そして、24時間体制でございますので、それを現在も続けさせていただいております。

リンクします水道維持課につきましても、水源管理センターよりは少し遅れましたが、課内を二分して、そして、局の会議室に半分を移して、なるべく濃厚接触を避けるために、局内でもメールで情報伝達するというようなことをして、とにかく濃厚接触にならんようにして、そして、水道の突発トラブルに対しても2班で対応するというようなところをさせていただいております。現在も、これは2班、まだ分かれたままで対応させていただいております。

日永浄化センター、これは水道のように最初2分割するのがちょっと難しかったんですが、国等からの種々の通知、連絡もありまして、徹底した感染防止、作業現場に応じた個人用防護対策、マスクとか防護眼鏡など、それぞれ場所に応じた対策を講じるというようなところのご指導もありましたが、その辺も、我々どもさせていただいております。

なお、WHO、――世界保健機関――でいいますと、感染者のふん便には新型コロナウイルスが入るところは、ご質問頂いたとおりでありまして、ただ、その関係がある

ので下水処理水の取扱いには十分注意をせえと。ただ、SARSウイルスのときの検証、知見によりまして、下水処理場のほうの中に来る水というのは極めて感染リスクが低いというようなところ、なかなかコロナウイルスの類のほうは、水の中ではなかなか活性化しにくいというようなところがあるというような報告を頂いておりますが、でも、作業にある職員の安全対策というのは必須でございますし、それでなくても下水のほうにはいろいろなリスクがありますので、その辺の対応を、これまでもやってきましたけれども、新型コロナウイルスを契機に、さらに注意を促し、そして徹底を図ってきたところでございます。

したがいまして、今後もライフライン企業として、考えられる対策、これはきちっとやっていきたいと思っております。

コロナウイルス関連ですけれども、これまでに議会報告のほうにも、生活排水処理施設計画、今日ご説明させていただくもの等をご説明させていただいておりますが、同時に、報告させていただいた各種業務の執行、本来4月からスタートダッシュで頑張るつもりでございましたけれども、市外のコンサルタントとの動きがなかなか取れなくて、テレビ会議もちょっとしたんですけれど、やはりちょっと不慣れなところもありまして、着実に進めるまではいきませんでした。ただ、水道法改正に伴う下水道包括委託、下水道工事のデザインビルドと、これまでになかった仕事を含めて各種事業を進めていこうと思っております。着実に進めていくためには、市内の建設業協会さんやら、私ども協力頂いております、上下水道組合の業界団体の力も十分に使わせていただかならんし、また、業界さんが持っているお知恵も十分お借りしながら、スタートし、試行錯誤も加えながら対応させていただきたいと思っております。

そして、お約束いたしております、近年の異常な雨に対応するための雨水管理総合計画、この辺りについても計画を進めさせていただいております。そして、懸案であります水道技術の向上を目的とした外部の力を借りようとしておりますが、その中で、横浜市が100%出資しておる横浜ウォーターのところと、技術支援協定をといますか、技術支援を求める形が整いましたので、まずはこの横浜ウォーターの技術力を借りて、水道管網の読める職員を育てていこうと思っております。これらの進捗状況につきましては、機会があるごとに議会のほうにご報告させていただきたいと思っております。

そして、工事関係でちょっと二つだけご報告させていただきたいのですが、ご心配かけておりました吉崎のポンプ場につきましては、今月頭に完成して、完全に処理、排水が可能となっております。残りのほうとしては、ちょっと外構工事のほうが残っておりますが、

これについても年度内完成を目指して頑張らせていただきたいと思います。

なおかつ、浜田貯留管工事につきましては、40mの発進立て坑が完成しまして、先週ちょうど、お配りするまでもないですが、40m下にシールドマシンを据えることができました。大手ゼネコンさんがやっけていただいておりますが、全国中でしばらく休業を取られた分、ちょっと遅くなりましたが、40m下に設置できて、発進のための準備を進めさせていただいて、7月に入ると1km先の鶴の森公園へ向けて発進できるような格好になってくると思います。

管内視察が正常どおり行われておりましたら、これを見ていただくつもりでおりましたか、またチャンスが出ましたら、ご視察頂いてご報告させていただきたいと思います。

それでは、本目的であります二つの項目について、担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

まず、タブレットのほうですが、03の6月定例会議、07都市・環境常任委員会、004上下水道局の関係資料をお願いいたします。いいでしょうか。

まず、北中勢水道用水供給事業（長良川水系）についてご説明申し上げたいと思います。

さきの2月定例会議の予算常任委員会のほうで、県水、特に長良川水系についてご指摘を頂きましたもので、長良川水系と、あと木曾川水系についてもご説明申し上げたいと思います。

私どもが長良川水系とふだん申しておりますものは、実際には長良川水系から、今現在は、水は取っておりませんが、木曾川で取水したその水を北勢エリアに送るために、長良川水系用として整備した施設を利用して水を送っております。そういった部分について長良川水系というふうに整理をしております。三重県のほうからもそういった整理の中で、いろいろと資料でありましたりとか、そういったものが送られてきております。ただ、説明の際に、ちょっと丁寧さを欠いておったかなという部分については、私のほうで反省しておるところでございます。

それでは、タブレットでは12分の5ページのほうでお示しをしておりますが、ちょっと配らせていただいたA3の縦の表です。ちょっとこちらを見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

上の図の長良川河口堰による水運用（計画完了時）は、令和7年度に供用開始する時点での概略図となっております。また、下の図の長良川河口堰完成後の暫定運用は、現在の県水の状況となっております。

図の中の色使いですけれども、グリーンは木曾川水系で、ピンクが長良川水系、グレーは県の工業用水の管路や施設となっております。まず、上のほうから説明をしたいと思います。現在、長良川水系で計画して施設で完成しておりますのは、播磨浄水場、ちょうど真ん中ぐらいですけれども、この増設分1万8000 m^3 /日と、播磨浄水場から北勢8市町への送水管となっております。一方、完成しておりませんのは、長良川の新取水口及びその取水口から桑名市の播磨浄水場までの管路が完成していない状況となっております。

そして、長良川の新取水口と導水管の整備につきましては、今年度令和2年度に着手しまして、令和7年度に供用開始というふうな運びとなっております。

この長良川新取水口では、新たに生じます水需要に対応する施設となっております。この取水口では7万6800 m^3 /日を取水しまして、北勢エリアに1万8000 m^3 を、中勢エリアのほうに5万8800 m^3 を送る能力があるという形になります。北勢エリアに送水されます水につきましては、桑名市内の播磨浄水場で水道水に処理された上で、北勢8市町に送られて、中勢へは大里浄水場に送られて水道水に処理される予定となっております。

また、木曾川水系につきましては、馬飼頭首工、右上の丸で水色の点々が入ったところですが、頭首工で8万300 m^3 /日を取水しまして、播磨浄水場に送られて処理されて6市町に送る形となっております。

播磨浄水場につきましては、もともと木曾川水系の8万300 m^3 の処理能力がございますが、今現在は長良川水系の1万8000 m^3 の処理能力も合わせまして、現在9万8300 m^3 の能力がある形となっております。

続いて、下の図の完成後の図でございますが、木曾川水系では8万300 m^3 を取水することができますが、資料では、12分の3ページのほうで告示しをしておりますが、現状約6万 m^3 ぐらいしか取水しておらない状況となっております。余裕があるという形になっておりまして、そのため長良川で本来取水する計画となっております1万8000 m^3 につきましても、木曾川で取水しておる状況でございます。

木曾川水系の水を長良川水系として施設を利用して、市町に送るということを暫定運用という形で認められておるとい状況でございます。

では、タブレットのほうの12分の2ページのほうをお願いしたいと思います。よろしい

でしょうか。

まず、1番の経緯でございますが、北勢系の長良川水系は、北勢水道の給水区域及びその近隣の地域の増加する水需要に対応するため、北勢8市町が三重県に対しまして、長良川河口堰を水源としました施設整備を要望して、国の認可を受けて整備が始まったものでございます。これは1日の最大給水量が4万7600 m^3 を給水する施設で、平成10年度に事業着手をして、平成13年4月から、5市町を対象に6400 m^3 の一部給水が開始されました。そして、平成14年度に受水市町が全部給水、8市町への給水の5年延伸を要望しまして、平成23年4月から全部給水は開始をされたところでございます。

事業計画につきましては、事業開始後の社会情勢の変化等に伴います水需要の伸び悩みを受け、平成17年から水需要の再精査を行いまして、既に完成しております浄水施設の有効利用でありますとか、亀山市地域におけます新規の水需要への対応も含めまして、4万7600 m^3 から1万8000 m^3 に整理・縮小した計画となっております。

現時点におきましては、当初計画から未整備の施設は、先ほど申し上げましたが、新取水口から播磨浄水場までの導水管路となっております。これらは令和7年度に供用開始となっております。

また、現在、北勢の8市町へは余裕のある木曾川水系を暫定的に使用し、中勢2市へは工業用水施設を暫定利用して、大里浄水場で上水道に転換しております。

2番で、水源の多重化としての長良川水系ですが、現在、長良川水系として供給されております水は、木曾川水系の契約水量の内数で木曾川から取水しております。平常時は新たに長良川水系に取水・導水施設の建設の必要はないと考えておりますが、次の理由によりまして、令和7年度の供用開始を目指しております。

1番が渇水のリスクへの対応でございます。木曾川水系は非常に渇水のリスクが高く、木曾川水系のみを水源としております山村配水池、楠配水池及び水源の約半分が木曾川水系であります朝明配水池につきましては、渇水リスクを回避するために長良川水系は必要であると考えております。

また、水源が木曾川水系しかない町、川越と木曾岬でございますが、これは渇水リスクの回避のため、長良川水系の取水・導水施設の建設を強く望んでいるところでございます。また、ほかの市町も渇水リスクについては非常に懸念をしておる状況でございます。

続いて、12分の3ページのほうをお願いいたします。

②で、水道水の安定供給でございますが、現在、中勢地区が上水道として供給を受けて

おります長良川水系は、工業用水道事業の施設を暫定利用しております。今後、工業用水道事業は工業用水の需要が増加し、契約量が施設能力を上回る見込みであり、このため工業用水道事業の施設を上水道へ暫定的に利用することができなくなり、水道水の安定供給が困難になると思われまます。

また、北勢地区の木曾川水系の暫定利用は、長良川水系の取水・導水施設の建設を前提として認められていることから、暫定利用が取り消され、水道水の安定供給が困難となると思われまます。

それから、下の8市町の使用実績と、計画水量の推移を表のほうで告示しをしております。

続いて、12分の4ページにつきましては、さきの議会のほうで、受水費におけます建設の負担金について再掲をさせていただいております。

これで、長良川水系の説明を終わらせていただきます。

続いて、12分の6ページのほうをお願いいたします。

生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）の見直しに係ります……。

○ 谷口周司委員長

一つずつ、申し訳ないです。

じゃ、説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑ございましたら、長良川水系のところについてお願いをいたします。

ご質疑ございましたら、挙手にてお願いいたします。

○ 森 康哲委員

簡単に答えていただければいいんですけども、計画では長良川から行く水を使いたいたけど、今引いていないから木曾川の水を長良川の水として、水系としてカウントされて使っているという状態だと思うんですけども、四日市にとって、これ、損していないの。計画上は長良川水系で整備するよとあって、お金だけ、負担金だけ払って、実はもう木曾川の水系だけで水は足りておると。だけど、南勢のほうに水を送らなあかんで、負担してよと言われていると思うんですけども、ある程度それは四日市市の役割はあろうかと思うんですが、やっぱり市民の税金を使って負担することになるので、その辺はどういうふうな状態なのか。簡単でいいので答えてほしい。

○ 松久経営企画課副参事

まず、損をしておるかという話なんですけれども、南勢と北勢はそれぞれ別々で、原価というのを分けて計算しております。ですので、南勢に関して負担を北勢がやっておるといふことではありません。

四日市市が必要かという話になりますと、現在、木曾川の水で平時は足りております。ただ、先ほど申しました、ここに書いてあるように、山村配水池、ここは木曾川の水しか入っていません。それから、朝明の配水池、これも半分ぐらいが木曾川の水になっております。木曾川の水は岩屋ダムを水源にしておりまして、非常に渇水の高リスクのところなんです。現在、最近は出てはいないんですけれども、その寸前まで行ったということは、自主取水制限というところまでは、私が10年間のうちで3回ほどあるということです。そういうことを考えますと、四日市市としても、水源として必要なところであると考えております。

○ 森 康哲委員

私も消防団をやっているんで、夏の操法大会のときに消火栓は使うなど、水を直接取って訓練せえと言われた時期があるので、それは理解できるんですけれども、やはり今の現状、この未整備の部分とかを見ると、本当に必要ならこれ、急遽やらなあかんと思うし、いやいや、まだまだある程度までは行けるんだよと。ただ、水需要が、これから急激に伸びるということはなかなか考えにくいと思うので、その辺もやはり先を見越した計画的に負担をしていくというのも大事なのかなと思います。途中で見直す勇気も必要になってくるのかなと思って、意見として述べたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

やはり長良川の水を引っ張る理由だけははっきりさせやなあかんと思うね、根拠を。ただ、渇水のおそれがあるということしか、今のところ、書いてもらっていないと思うんですね。想定、たればではちょっといかなものかなと。と申し上げるのは、当然人口減もあります、専用水道というものは、いろいろな企業であったり、小さいところのいろいろな施設でも、どんどんどんどん入っておるとか、そういったところに実際どれぐらい使われておるかということは、大体想像、把握しておると思うんですね。

それから、もう一つ、モンドセレクションを取られた水、今これ、自己水、木曾川、長良川とか、その辺の割合をちょっと教えてほしい。自己水は、監査でも見に行きましたけれども、新しい施設もできて、どれぐらい、だから、自己水をどう考えておるのか。自分のところで井戸を掘って水を、出なくなったらまたいろいろあれしたり、やったりしておると思うんですよ。その辺のバランスといいますか、長良川の水が本当に必要なんだという根拠を明確にやはり示していただきたいと思います。湧水の心配があるだけではちょっと、これ。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課、伊藤です。

まず、簡単に答えやすいほうからというのは申し訳ないですけど、県水と自己水の割合については、大体、今現在6対4ということで、6割が自己水、4割が県水という状況になっております。もちろん県水を利用しなくて自己水ばかりが一番ええんやろうなというのが個人的な意見としてもありますけれども、やはり井戸自体もだんだんだんだん取水量が減ってきておると。もちろんこれに関しましては、いろいろ井戸を更新するでありますとか、そういった我々の努力の中で何とか維持をしていきたいというふうには思っております、去年とかは朝明1号井を更新したりとかという工事をさせていただいて、今年は、若干は戻る、6・4が6.5対3.5ぐらいにならんかなというふうには思っておるところでございます、そういった努力については、今後も引き続きさせていただきたいと思っております。

あと、長良川のことにつきまして、先ほど、播磨の浄水場、先ほどのこのA3の図面で見ますと、播磨の浄水場で、ピンクで長良川、丸四角の中の長良川の1万8000 m^3 の処理能力と、あと、播磨浄水場から8市町に対します、送る管につきましては、既に完成しておりますが、これは長良川水系の分として、施設が完成した部分でございます、この部分については、当然、平成10年に認可を頂いて、事業着手した際に、国のほうから認可が下りた部分でございます、当然これにつきましては、その後の水需要の関係の中で、施設整備はちょっと待ってくれということ、いろいろお願いをしてきた部分で、ずっと、正直延伸といいますか、待ってくれ待ってくれという努力を我々としてはしてきたつもりでございます。その結果というのもなんですけれども、12分3ページのほうで、当初計画が4万7600 m^3 であった部分については1万8000 m^3 ということで、施設能力を下げた

いたというふうなことで、少なくとも能力見合いといえますか、現状に合うような形の努力はさせていただいたつもりでございます。

ただ、今後の水需要の中で、中勢エリアにつきましてもそうですし、あと、四日市のほうにつきましても水需要があるということで、我々がというのではないですけど、県に対しましてそれぞれ、県の水道事業のほうに対しまして水需要があるということで、県のほうからちょっと、どこがどうなっておるのということはいろいろ細かく伺うことが正直できておりません。というか、説明をきっちりとおらない部分が、説明を頂けなかった部分があるんですけども、中勢につきましても、工業団地があるもんで要るよと、四日市についても同様に、水の需要が工業系のほうで見込まれるというような話を伺ってございまして、やはり水道事業につきましても、やはりやらざるを得ない状況だというふうな形で、県のほうからは説明を受けております。

あと、平成10年に、国のほうに認可を受けておる状況の中で、なかなかもうこれ以上待ったが利かないようなところまで追い込まれておるといのも現実問題としてはございまして、やはり、今後の水の需要等を考えると、やはり施設整備ということにつきましても、やむを得んというふうな形というふうな判断はしております。

○ 伊藤嗣也委員

ご答弁頂いたら余計分からんようになったんやけど。水需要があるという表現、水需要があるのは当たり前の表現。県より説明がない、工業用水が見込まれる。水需要を考えるとやむを得ない。これが議会に対する答えでいいんですか。こんな答え方して。あなた、課長でしょう、ばかにしておったらいかんよ。私はちゃんとした根拠を聞いておるのよ。こんなええかげんな個人の主観みたいなので答弁されたら、こっちはたまったものやないですわ。ちゃんとした根拠を示せと言っておるの。しょうがないとか需要があるとか。

○ 川尻技術部長

技術部の川尻です。少し補足させていただきます。

まず、12分の5の図面をご覧頂けますでしょうか。

現在の状況でございます。千本松原というところから、沢地浄水場を経て、大里浄水場へ行っているグレーの管があります。これ、工業用水管です。この工業用水管の中を使って、中勢水道さんは今、上水の水を送っております。中勢のほうにつきましても、工業用

水の需要があるということで、工業用水の管は工業用水として使いたいということになりますので、ここの中の水はまず、水道水を流すことが将来的にできなくなるということが、さっきの12分の3ページにも記載してございますが、こういうことで、まず、大里浄水場へ行くためにこの長良川水系の管については、中勢のほうも含めて整備をする必要があるということがまず一つあります。

それから、水事業に関しましては、12分の3ページの下の表を見ていただきたいんですが、もともと長良川で4万7600m³を1万8000m³に、3分の1ぐらいに減らしました。ただ、四日市のところを見ていただきますと、楠と合わせても1万3000m³が2200m³ということで、四日市としては、水については、自分のところで必要な分については大きく量を減らした中で、この8市の中で、取りあえず1万8000m³程度の水が必要やということで、水需要の見直しなんかもきちっとした上で、現在、必要な、四日市市としては2200m³ですが、他市町を合わせて1万8000m³、亀山市さんなんかはちょっと7400m³と、当初よりも増えています。

こういうような水事業の中で、北勢として、県として、長良川水系の整備を進めていきたいということにつきまして、四日市市としても納得したということでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

四日市の需要があるという根拠は、水の使用料、四日市市の中の、これはあまり考えられないわけですね。枯渇するリスクがあるとかそんなのはあれですけども。

それで、専用水道なんかで結構な量が使われていますよね。だから四日市から水を買ってくれやん量ってものすごく増えておると思うんですよ。これが国の法律が変わって、そんなのあかんということにならないので、一定量はもうそこでずっといくと思うんですね。だから、先ほど申し上げたように、人口も急に増えるわけやないので、そんな中、今現在の水は6対4で推移しておって、これが少しの変化はあるかもしれないですけど、これでいっている。

長良川水系をこうやって工事で引っ張ると、インシヤルコストが相当かかるんですね、中勢の大里浄水場まで。その途中から分岐するわけですね、播磨のほうに。分岐したものが四日市の北勢8市のほうへ行くわけですね。

四日市は、長良川河口堰から長良川水系、大里浄水場までのイニシャルコスト及び分岐した播磨へ行く水のイニシャルコスト及びランニングコスト、ですから、分岐の先、大里までの中勢の分も四日市は払うんですか。どのようなコストの分担かが分からない。それから、北勢8市の中での割合はどんな割合になっておるのか。

○ 伊藤経営企画課長

まず、先ほどの、長良川水系で今できていなくて、新取水口から大里へ行く中勢の部分、この部分については、北勢8市町で払うことはありません。施設自体がはっきり分かれておるような形で、北勢分を北勢8市町で案分する、その案分については、まず、基本料金分として考えるのは、12分の3ページで、全部給水で1万8000m³というのが右下にありますけれども、この数字で、まずは案分される部分がございます。あと、使用料、使った分だけ、これはもう当然それぞれの使った分だけお金を払うという形になってまいります。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

長良川水系のこの工事で、イニシャルコストは、四日市は費用負担はないという理解でよろしいですね。

○ 松久経営企画課副参事

四日市の負担は、先ほど申したように、取水工区と、それから取水工から播磨の分の建設費が、将来使用料の基本料金の部分にかかってきます。それは、取水口から播磨の分までは北勢と、それから中勢の分、両方ですね、お互いが負担すると。そのうちの1万8000m³分が北勢、そのうちの2200m³が四日市が基本として払うということになってきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。ありがとうございました。

これ以上聞いてもあれでしょうから、この程度にさせてもらいますけど、やはりコストの面がすごく心配なのと、本当に水需要が伸びるのかということも、やっぱり何かあった

ときに困りますので。

それよりも、私は、意見として、四日市の市の水の配管が古い。配管が漏れて、あちこちでばんばんばん爆発する、地中の中で。それを早くなくすほうが大事だと思いますけど、市民の生活においては。それを申し上げて、インとアウト、両方大事ですけれども、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にないようでありますので、この件につきましてはこの程度とさせていただきます。

続きまして、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）のパブリックコメントについて、説明をお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画、伊藤です。

では、12分の6ページのほうからお願いいたします。

生活排水処理施設整備計画の見直しに係るパブリックコメントの結果についての報告でございます。

これは、さきの2月定例会議の際の協議会でご説明を申し上げましたアクションプログラムの見直しですけれども、これについて、5月1日から5月29日ということでパブリックコメントを実施しました。その経緯というか、簡単なおさらいと報告という形になります。

まず、1番ですけれども、生活排水処理施設整備計画の概要でございますが、この計画は、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、国のマニュアルに基づきまして処理施設を効率的に整備するために策定した基本構想となっております。現在のアクシ

ョンプログラムは、平成27年度に策定しまして、令和7年度末、令和17年度末及び整備完了時の生活排水処理施設整備の状況を示しておるところでございます。

2の見直しの背景でございますが、（1）人口減少の加速と、もう一つが経営環境の悪化ということで上げさせていただいております、人口減少につきましては、平成26年度末の人口をもとに整備方針を決定したところでございますが、2018年12月の人口推計等の基礎調査におきましては、今後の人口減少が加速すると見込まれております。

もう一つの経営環境の悪化でございますが、公共下水道の整備拡大によりまして、水洗化人口が増加していくにもかかわらず、令和元年度は有収水量が減少する見込みであり、下水道使用料収入の減少も見込まれるような状況となっております。今後も節水機器の普及によりまして経営環境の厳しさがさらに増す見込みとなっております。

さらに、処理場などの施設の更新も当然、今後必要となってくることから、企業債残高は増加し、財政状況を圧迫することが見込まれております。

3の新アクションプログラムでございますが、公共下水道、合併処理浄化槽、それぞれの整備手法における資産の償却費と維持費の合計と、世帯当たり費用の推移を算出しました。これが、さきの議会でご説明したものでございますが、市街化調整区域を、現計画のとおり公共下水道で整備する場合と、合併処理浄化槽で整備する場合の財政見直しを行って、その結果、公共下水道で整備する場合の世帯当たりの費用が、将来、合併処理浄化槽で整備する場合の費用を上回ることとなり、市街化調整区域を公共下水道で整備する優位性が失われ、合併処理浄化槽で整備すべき区域といたしました。

また、市街化調整区域を公共下水道で整備するには多額な建設費用が必要となるだけでなく、大口の利用者が少ないことや人口密度の低いことから、使用料収入が少なく、将来の下水道事業経営を悪化させることが見込まれております。

以上のことから、市街化調整区域の生活排水処理は合併処理浄化槽で行うことといたしました。

そして、12分の7ページでございますが、実施期間は先ほど申し上げました5月1日から29日でございます。

提出された意見が、6人の方から頂きまして、意見件数は13件ございました。大きく分けて、三つに分かれております。計画についてと個人負担について、環境について、それぞれ頂きました。

まず、計画についての意見でございますが、変更の計画については反対であると。公共

下水道は市民の権利である、市街化調整区域の市民の声が反映されていない。あと、過疎化が促進されるというご意見を頂きましたが、この意見に対する考え方といたしましては、この計画は公共用水域の水質の保全と早期の生活環境の向上を図るため、国のマニュアルに基づきまして処理施設を効率的に整備するために策定した基本構想であります。公共下水道と合併処理浄化槽は、処理機能は同等であると。あと、今後は人口減少や有収水量の減少が見込まれ、将来の下水道事業経営を悪化させることが見込まれます。これらを総合的に検討し、市街化調整区域の公共下水道区域を廃止し、合併処理浄化槽区域へと計画を見直したところでございます。

そして、個人負担についてでございますが、4件頂いております、意見の内容は、合併処理浄化槽は公共下水道に比べて費用負担が大きい。合併処理浄化槽の補助金を増額してほしい。維持管理費が高く、点検を実施しない。その意見に対しましては、合併処理浄化槽の設置補助制度や浄化槽の維持管理に関する補助制度に一部補助を今現在しております。単独の処理浄化槽やくみ取り式便所を、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換をお願いいたしますと。あと、合併処理浄化槽の設置補助制度の拡充や維持管理の在り方について、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

そして、環境についてでございますが、3人意見を頂いております、藻類や悪臭が発生する。個人の側溝に排水が流れる。この件に対しましては、臭気につきましては、合併処理浄化槽の点検の不備や故障、単独処理浄化槽やくみ取り式便所などにより、生活排水が直接水路に流失することが主な原因と考えております。単独処理浄化槽、くみ取り式便所補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換をお願いしたいと思います。あと、合併処理浄化槽の設置補助制度の拡充や維持管理の在り方について、先ほどと同様ですが、検討してまいりたいというふうに考えておるということで、意見をまとめさせていただきました。

このような形で意見を述べさせていただきました……。

あと、12分の8ページから12分の12ページにつきましては、頂いたご意見を全部載せさせていただきますいております。

以上のようなことから、2月の定例月議会のほうでご説明申し上げました生活排水処理施設整備計画については、原案のままといたしたいと思っております。

説明については、以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご意見、ご質疑ございましたら挙手にてお願いいたします。

○ 山口智也委員

基本的なことなのですが、この計画、アクションプログラムは、今後、議決とか関係してくるんですか。特に議決とかはないんですか。

○ 伊藤経営企画課長

議決とはなっておりません。

○ 山口智也委員

ということで、今のこの時間が、非常に質疑が重要かなと思うんですけども、私は、これをざっと見させていただいて、財政の見通しを考えたときに、この結論というのは理解させていただくところなんですけれども、ただ、やはり調整区域にお住いの方の中には、反対のご意見がたくさんあるということもしっかり受け止めながら丁寧な説明を各地域にやっぱりしていただきたいなというのがあります。

その中で重要になってくるのが、私の実家の両親の家も調整区域にあるので、合併処理浄化槽を入れているんですけども、よく思うのが、やっぱり維持管理の補助金というのが非常に重要だなというふうに思うんですけども。この補助金を受けようと思うと、年1回の法定点検であったり、そういったものをしっかり受けていないと、この補助金というのは受けられないというふうに思うんですけども、法定点検をきっちり受けている割合というのは、合併浄化槽の設置件数の中でどのぐらいというのは、把握はされているのでしょうか。

○ 伊藤生活排水課長

生活排水課長、伊藤でございます。

法定点検の受検率ということでご質問かと思います。

受検率に関しましては、四日市市全体、合併浄化槽につきましては51.8%の受検率となっております。そのうち適正と認定されておりますのが47.3%ということになってござい

ます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

適正というのが出たのが、結果的には大体全体の4分の1ぐらいなのかなということですかね。

○ 伊藤生活排水課長

先ほど申しました47.3%でございますので、約半数という形になります。

○ 山口智也委員

受検率が……。

○ 伊藤生活排水課長

すみません、ちょっと補足しますと、合併浄化槽の受検率に対しまして半数でございます。

○ 山口智也委員

合併浄化槽のほうが、僕、ちょっと今聞いていて、受検率が51.8%で、そのうちの47.3%が適正なんですか。

○ 伊藤生活排水課長

再度説明いたしますと、申し訳ございません。受検率は51.8%でございます、適正率は全体の47.3%でございます。

○ 山口智也委員

全体の不適正は。51.8と47.3、その差が不適正。

○ 伊藤生活排水課長

その差が不適正、受検をされた方で適正でなかったと判断されたものでございます。

○ 山口智也委員

そうすると、結局、適正というふうな結果が出なければ申請書兼請求書というものが手元に届かないというふうに理解をしているんですけども、やっぱりそこら辺は、そういう適正にきっちりやっている方にはそういった申請書というのがしっかり届いて、こういう制度があるというのも皆さんに伝わるわけですけども、そうじゃないところの不適正と出たり、そもそも受検をしていないというようなご家庭に対しては、より丁寧な補助金の制度というものをさらに力を入れて周知していかなあかんと感じるんですけども、その辺りの努力というのはどうなんでしょうか。

○ 伊藤生活排水課長

この補助金制度の内容につきましては、まず、四日市のホームページでお知らせするとともに、この8月に、皆様に広報と一緒に配布します下水への接続案内というものにつきまして、補助の制度の案内も併せてご案内をしております。それとは別に、私ども、シルバー人材センターに委託をしております、受検されていない方に対して、適正な点検と清掃、それと法定点検を受けるという、この3点セットをしていただいて、適正に管理をしていただくようご案内を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

今後、こういった今、結論に至ったわけですので、調整区域の皆さん方には、よりこういった働きかけを強めていただきたいというのと、ここに書かれている意見に対する考え方ところで、合併処理浄化槽の設置補助制度の拡充というのがあるんですけども、これは具体的に何を指しているんでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

私のほうから、包括的にちょっとお答えしたほうがいいかと思えます。

アクションプログラムを変更することによって、市街化調整区域に下水道が来やへんやないかというお気持ちはよく分かります。ただ、経営上成り立たないというのはご説明したとおりでございます。

ただ、今シルバー人材センターやうちの職員を使って、合併浄化槽の調べをしておりますと、点検率が非常に悪い、これ、法定点検でございますので、四日市の市民に余分な行為をさせているというのは、これは恥につながりますので、公共下水道の接続依頼も、今年はちょっと手控えておりましたが、また再開する予定でございますが、訪問先がえてして合併とか単独浄化槽を避けてもございますので、諸問題があるとしても、きちっと点検していただくように、要するに、汚泥引き抜きをきちっとやっていただけると、排水の臭いとか、そういう問題も非常に解決するものですから、せっかくシルバー人材センターや職員を年2回、戸別訪宅をかけて、挨拶をしつつ、ご依頼させていただいておりますので、その際に、公共下水道に接続するのがいろいろな問題があるとしても、法定点検と清掃はきちっとやっていただきたいというのをちゃんとお伝えするのを、ちょっとこのアクションプログラムのパブリックコメントをさせていただいて気づきましたので、どっちみち訪問をかけますので、そういうようなPRをきちっとして、なおかつ、こういう補助金のところもしていきたい。

ご質問の根幹ですけど、やはり合併浄化槽を今後進めさせていただくには、トータルコストのところでいろいろしなきゃならんと思います。市街化区域におかれましても、いろいろ違う法令の関係で、合併浄化槽にしか対応ができないというエリアが、ごく少数ではございますが、最終的に出てまいります。この辺りの方々は手厚くしなきゃならんし、市街化区域であられる以上、都市計画税を頂いております。5、6万円ぐらいには都市計画税、なりますので、その払っていただいているところと、市街化調整区域によって都市計画税を頂いていないところについても、多少ちょっとバランス感覚、オール四日市と考えていくのをしないと、やはり不公平感がある。その辺はちょっと令和7年までに下水道概成を目指しておりますので、いましばらくはちょっとこういうPR活動に注力して、令和7年が近づいてくるころには、きちっと制度設計をして、市街化区域におけるやむを得ず合併浄化槽にさせていただかなきゃならんところと、市街化調整区域による衛生処理率向上のための合併浄化槽については、ちょっといろんな制度設計をさせていただいて、そして、きちっと点検していただき、排水の臭いが出ないような対応をさせていただきたい。それがこのアクションプログラムのパブリックコメントを受けて、管理者として感じましたもので、今檄を飛ばしておりますので、そのうちにまたご報告できればというふうに考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

分かりました。調整区域と市街化区域で、それぞれバランスも見ながら、具体的な拡充策、補助制度の拡充というのは今後検討して、議会にもしっかり示していくというご答弁でしたので、それは随時、またお願いしたいなと思います。

もう一つは、点検とか清掃をしっかりやっていっていただく、処理していくということなんですけれども、ただ、実際問題、今、独り暮らしの高齢者とか、そういう世帯もどんどん増えていっている中なので、実際それで、じゃ、やってくれといってもなかなかそういかないというところも、実態もあるかと思しますので、そういった方にもやっていただきやすいような補助制度を含めて、そういったところにも目を向けてやっていただくということが大事かなと思いますので、その辺りもよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 森 康哲委員

先ほどの市街化区域のところ、線引きするということなんですけれども、どうしてもそういう事情によってできないところへの周知と、1年か2年前にはきちっと説明をしないと、引いてもらえるもんやと、だけど、ぎりぎりまで待つて、点検しながら浄化槽を引き延ばして使っているところもあるので、なるべく分かった時点でそれは説明をしていただくようお願いしたいというのが1点。

もう一つは、市街化調整区域の中の農業集落排水事業とコミュニティプラント、これを今まで廃止してきた経緯がある、公共下水が近くに来ているから、そこをつなぎ込むと必要がなくなると、それは新しいアクションプログラムではストップするという事でよろしいでしょうか。潰さないと、コミュニティプラントや農業集落排水事業自体を継続してやっていって、合併浄化槽とともに管理していくというのは。

○ 松久経営企画課副参事

前回、説明したときには、県の農業集落排水、それから小牧南の農業集落排水、それか

ら、コミュニティプラントの2施設、これについては、公共下水道が近いので、機器の更新時期を見ながら、公共下水道のほうに接続を変えるというふうにしております。今回も同様のことを考えておりました、将来そのほかの農業集落排水施設についても機器の更新と、それから公共下水に持っていくところの費用の比較、これをもって検討して、優位なほうにしていきたいと考えております。

以上です。

○ 森 康哲委員

質問もしたことがあるので、やはり費用面と、あと危機管理、大規模災害時に、やはり下水だけではなかなか復旧も時間がかかると。そういうコミプラとか集落排水も、それでは全ては賄えないにしろ、ある程度リスク分散にはなろうかということも質問したと思いますので、その辺も併せて、やはり今後の計画の中で検討していただきたいと思います。意見です。

○ 小林博次委員

公共下水を、目の前まで来てあかんよという答えを出すわけやけど、公共下水だけで答えを出さなあかんと思うよ。例えば、小山田地区を見て、産廃の処分場で、ごみの処分場で、マイナスばかりもらい込んで、バスはなくなる、農業後継者はおらんようになるわ、集落は、若手をそこへとどめようと思ったら、水洗便所もできやんわというの、こんなまちならんわけや、まちななるのかどうか分からんけど。これは主観の問題やから。

一方、例えば、テニスコートは世界で通用するテニスコート、80億円ぐらいでできる体育館が100億円を超えた。サッカー場や野球場、それはそれでええんやに、あかんとは言わんけど、今度は30階建てのビルの中に図書館を入れる、文化会館のホールを入れる。ペDESTリアンデッキは100億円を超える。片一方で箱物行政をやっておいて、生活のために必要なものに金が入らんというのは、そんなもの通りませんよ。

だから、上下水道局だけで判断するというやり方じゃ失敗するので、行政全体で一体人口の少子化のときにどう対応するのということをやっぱりきちっと議論して、その後踏み出さんと、これはとんでもないことになります。それだけ申し上げております。

○ 山本上下水道局事業管理者

小林委員のご意見ごもっともやと思っています。その辺もありまして、私どもとしても、都市整備部と一緒に、ちょうど小山田地区のまちづくり構想が上がってきて、地域地区別構想を上げていくというタイミングと合っておりますので、ちょうど都市整備部から川尻部長も来ていただきましたので、ますます両方の部が関係しながら、市街化調整区域におけるまちづくり、一体何ができるのか、下水道だけを考えますと、我々、やはりライフライン企業として管理しなきゃなりませんので、こういうベースになりますけれども、四日市市がまちとしてどうするんや、それから基盤としてどうするんだ。下水道を迎えにくかったとしても、合併浄化槽の設置の補助にしろ、保守点検に関わるるところについてどういうことができるのかというのを、全体でマネジメントせなあかんというふうに認識をしています。

その辺を小林委員はきちっとやれという形で言っていただいたとっておりますので、やはりこれは、コミプラもしにくかった、農村集落排水も地域の合意形成がちょっと難しかったりとか、諸条件がいろいろ地域によってありますので、それをやはり都市整備部と一緒に入りながら、要するに下水道処理、生活排水処理率の向上をするために、いかになるべきか。また、これについては、市長部局より繰入れを入れていただかないとならん話でございますので、そのようなところの多元的なことを考えていきたい。それが、公共下水道概成までの時間のうちであろうとっておりますので、十分に配慮しながら対応させていただきたいと、そのように思っております。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 井上 進委員

小林委員もしっかり言っていただいたので、非常に、私、その地域に住む人間でございますのであれなんですけれども、本当に合併浄化槽、まだ取りあえずコミプラを入れてもらっておるのであれなんですけど、合併浄化槽しかできない地域、この地域に住む人間にとっては、やっぱり維持費、そういった部分、非常にコミプラでもかかるのは一緒なんですけれども、それ以上に、やはり自分で管理していかなあかんという中というのは非常に大事かと思っておりますので、そういった部分の周知をもっとしていただきたいし、また、例えば建築によって新しい合併浄化槽を入れた場合、補助の申請等があらうかと思うんですよ。

その補助の申請の中に、やはり維持に関する、どこで維持管理をしていくのやという、そういう申請自体も入っておったかと思うので、そういった部分をきっちりと、やはり上下水道局のほうでも管理を、例えば業者に報告、毎年1回ずつ報告させる。申請が出ているこの家から処理しましたよという報告、当然来るのかなと私、思っているんですけども、そういった部分の管理によって、受検率が50%、半分というのはあまりにもちょっとひどいかなというふうに考えますので、そういった部分をもっと、また、やはり先ほどおっしゃっていただいたように、検査に関する補助的な部分とかそういった部分も出していただけたらありがたいなと思うので、やはり、四日市全域に下水を引ければ、それに越したことはない、そんなわけにもいかんというのも重々理解しておりますので、そういった部分で、住める土地にさせていただきたいなというふうな形で思っております。一応意見として。

○ 谷口周司委員長

では、意見としてお願いをいたします。

他によろしかったですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にないようでありますので、委員の皆さんからの意見は、大半が該当地区、該当住民にしっかりと説明をせえということかと思っておりますので、その辺り、今後しっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたします。

それでは、これで、上下水道局につきましては終了となります。ありがとうございました。

委員の皆様につきましては、もうしばらくお付き合いのほど、よろしくをお願いいたします。もうあと少しですので。

インターネット中継を止めていただきますようお願いをいたします。

皆さんに相談をさせていただきたいのが、8月定例会議会議会報告会、シティ・ミーティングについてであります。これは、議会運営委員会のほうで令和2年10月9日金曜日、常磐地区市民センターということで日程を決めております。これは2月定例会議会の議会報告会がなくなっておりますので、その会場をそのまま移行したという形で、10月9日金

曜日、常磐地区市民センターで、皆さんの予定をよろしく願います。

あわせて、6月定例会議会の議会報告についてですが、日時につきましては、7月8日水曜日ですが、これにつきましては、6月定例会議会の議会報告会は、各委員長のみの出席ということになりますので、ほかの委員の皆様につきましては、出席については任意となっておりますので、一応会場と場所はお伝えをさせていただきます。7月8日水曜日、午後6時半から8時まで、総合会館の7階第1研修室になります。総合会館7階第1研修室、7月8日ですので、皆さんもご都合がございましたら、ご出席のほどを、任意となっておりますが、よろしく願います。

そして、次の項目、休会中の所管事務調査であります。日程について、まず、協議の上、ご決定を頂きたいと思えます。

日程案三つ示させていただいております。一つ目が、これは今日皆さんのお手元にも配付させていただいております、議会運営委員会で決めていただきました四日市市議会年間議事予定の中に、7月28日火曜日、午後1時半からは、一応、所管事務調査とは書いていませんが、常任委員会ということで、予定は押さえさせていただいておるところがございます。

このほかにも皆さんのご予定で、8月5日水曜日の午前10時、もしくは8月7日金曜日の午前10時というところが公務が入っていないところになってくるんですが、皆さんとここから協議になるんですが、年間スケジュールのままでいかせていただくのか、ほかの日程とさせていただくのか、皆さんのご都合をお聞きさせていただきたいと思えます。

まず、7月28日で、午後1時半から、ちょっとここはという方がいらっしゃいましたら。よろしいですか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

それでは、年間スケジュール予定のまま、7月28日火曜日、午後1時半から、休会中所管事務調査の日程として、よろしく願います。

続きまして、休会中の所管事務調査の調査事項についてでございますが、一応令和2年度へ、昨年度から申し送られた所管事務調査事項といたしましては、国体開催に向けた取組についてと、あと、駅前再開発についての2点がございました。

また、今日もお配りをさせていただいておりますが、常任委員会での調査テーマの市民提案募集において、主要な道路の歩道の整備、危険な水路等の安全化についてということで、これですね、市民提案募集で寄せられた意見が1件、これ、どちらかという和生活に身近な道路になるのかなと思います。あと、少し例を出させてもらいますと、昨年、委員会で提案があったのにもかかわらず取り上げられなかったものとして、高齢社会に適応した交通手段の確保であるとか、あと、四日市公害の経験を踏まえた環境政策について、こういったところが挙げられております。

皆さん、今年の所管事務調査、まずは、この休会中ですけれども、こういった、この申し送られているものの国体開催に向けた取組というのはなかなかちょっと今、どう議論していくのかというのは難しいところでは、今日の回答からも想像がつくんですが、もう一つは、駅前再開発ですね。これが少し、今日の質疑の中で、以前提案されておったものから変わってくるような話もありましたが、ただ、どこまで今、絵が描けているのかというのはまだ不透明なところではあるんですが、皆さんの中で、所管事務調査の提案をぜひ募集させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回の、今日の協議会から新しい情報が出てくるのかですけれども、商工の所管事務調査、これとあと、昨年採用されていなかったというか、できなかった高齢社会に適応した交通手段、四日市公害の経験を踏まえた環境政策、産廃問題などについてというのもございます。

○ 山口智也委員

優先順位、低くて全然いいんですけど、総合計画にも上げてもらっている戸別の収集、行政視察で行ったんですけど、これ、具体的にはまだこれから検討していく話やと思うんですけど、そういったことも研究したらどうかなと。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

実は、環境部というのは過去4年間、全く所管事務調査に当たっていない部でありまして、一応2年間のテーマでもありますので、一つは駅前開発というのを残しながら、もう一つは今提案頂いた、ごみの戸別回収についてという形で、今回については、ごみの戸別回収を7月28日は中心的にさせていただくということでよろしいでしょうか。

○ 山口智也委員

もし可能であれば、社協でしたっけ、健康福祉部も多分絡んでくる話なので、そういう必要なものを入れてとか、そういう部局もご参加頂くことはできないですかね。検討していただきたいんですけど。

○ 谷口周司委員長

一度、教育民生さんとも相談をさせていただいて。

じゃ、一度、次回は戸別回収を含むごみ収集についてという形でさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、7月28日はそのようにさせていただきます。

7月28日は1時半からです。お願いいたします。

続きまして、もう一点だけ、お願いをいたします。

行政視察についてであります。かごしま国体について年内の開催を断念するとの報道がございました。5月開会議会の際に、国体視察を念頭に行政視察の日程を10月11日から13日ということで、改めさせていただけたらということで確認をさせていただきます。

というのも、当初10月11日から13日ということで確認をさせていただいておったんですが、かごしま国体もなくなりましたので、別にここにこだわらなくてもいいということで、また、この年間議事予定の中で、10月12日から13日というのが、一応会派視察の予定日という形で議事日程が押さえられておりますので、国体視察も関係ございませんので、11月9日から13日、この1週間については、今のところ、他の公務がなく、2泊3日が視察的には日程が押さえやすいということであるんですが、この11月9日から13日の間で2泊3日取らせていただきたいと思いますと思いますが、皆さんのご予定はいかがでしょうか。

これについては、できたら先に日程だけ押さえさせていただいて、行き先についてはちょっと正副のほうで、1案、2案ぐらい出させていただけたらと思っておりますので、もうここは月、火、水か、火、水、木か、水、木、金か、この3通りになるんですが、皆さ

らどうですか。

(発言する者あり)

○ 谷口周司委員長

じゃ、安全を取って、水、木、金にしますか。

11月の11日から11月の13日、この日程を行政視察に取らせていただきたいと思います。ですので、以前取ってあった10月11日から13日については、予定は入りませんので、よろしくお願いをいたします。

行き先につきましては、また1案、2案出させていただきますので、ご検討をよろしくお願いをいたします。

最後に、委員会の今回の分科会長報告、委員長報告につきましては、正副へご一任頂きますように、よろしくお願いをいたします。

ちょっと時間が遅くなりましたけれども、これをもちまして終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

17:23 閉議